藤 沢 市 議 会 定 例 会 議 案

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

目　　次

議案第５８号　工事請負契約の締結について
（藤沢市南市民図書館等の暫定移設に伴う工事に
係る負担）　……　1

議案第５９号　市道の認定について　……　3

議案第６０号　市道の廃止について　……　１６

議案第６１号　指定管理者の指定について
（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場ほか２施設）……　３３

議案第６２号　藤沢市表彰条例の一部改正について　……　３５

議案第６３号　藤沢市青少年問題協議会条例の一部改正について　……　３８

議案第６４号　藤沢市印鑑条例及び藤沢市住民基本台帳カード
の利用に関する条例の一部改正について　……　３９

議案第６５号　藤沢市職員定数条例の一部改正について　……　４１

議案第６６号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について　……　４２

議案第６７号　藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業
に関する条例の一部改正について　……　７８

議案第６８号　藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の
一部改正について　……　７９

議案第６９号　藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部改正
について　……　８０

議案第７０号　藤沢市手数料条例の一部改正について　……　９８

議案第７１号　藤沢市特別会計条例の一部改正について　……１０１

議案第７２号　藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業
施行条例の一部改正について　……１０２

議案第７３号　藤沢市建築基準等に関する条例の一部改正について　……１０３

議案第７４号　藤沢市保育所条例の一部改正について　……１０９

議案第７５号　藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正について　……１１０

議案第７６号　藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部
改正について　……１１１

議案第７７号　藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理
等に関する条例の一部改正について　……１１３

報告第２８号　決算不認定に係る措置について　……１１４

議案第５８号

工事請負契約の締結について

藤沢市南市民図書館等の暫定移設に伴う工事に係る負担について，次のとおり協定を締結する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　　木　　恒　　夫

１　協定の相手方

東京都渋谷区代々木二丁目２８番１２号

小田急電鉄株式会社

代表取締役　星野　晃司

２　負担金の概要

南市民図書館等暫定移設工事に係る負担金

３　負担金額

２４９,４８０,０００円

４　工事の場所

藤沢市南藤沢２１番１号　江ノ電第１ビル

ＯＤＡＫＹＵ湘南ＧＡＴＥ（旧小田急百貨店藤沢店）６階

５　期　間

議決の日着手

２０１９年（平成３１年）５月３１日完了予定

提案理由

藤沢市南市民図書館及び藤沢市民ギャラリーの暫定移設に伴う工事に係る費用を

負担する協定を締結したいので，藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提出する。

参　考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例　抜粋

（契約）

第２条　法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は，予定価格１５０,０００,０００円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第５９号

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

整理番号	路線名	起点 終点	幅員 m	延長 m
1	下根広町線	湘南台七丁目２８番３地先 今田字広町１３６番５地先	8.0 ～ 26.2	500.3
2	片瀬 ４１６号線	江の島二丁目２０１番６地先 江の島二丁目２００番５地先	3.3 ～ 3.5	88.8
3	鵠沼 ９３８号線	鵠沼海岸四丁目５２１８番２７４地先 鵠沼海岸四丁目５２１８番３９９地先	4.0	8.4
4	村岡 ５７６号線	渡内三丁目９２９番４地先 渡内三丁目５６３番６地先	4.0 ～ 5.7	141.0
5	村岡 ５７７号線	渡内三丁目５６３番２４地先 渡内三丁目５６３番４２地先	3.7 ～ 7.1	79.4
6	村岡 ５７８号線	渡内三丁目５６３番１６８地先 渡内三丁目５６３番１２８地先	3.9 ～ 5.4	50.6

7	村岡 ５７９号線	川名字通町７５３番２地先	0.8 ～ 7.8	951.2
		川名字清水１０３７番地先		
8	明治 ５１３号線	辻堂神台二丁目４５０番４５地先	4.0 ～ 8.7	140.2
		辻堂神台二丁目５１１番４地先		
9	明治 ５１４号線	辻堂神台二丁目２２番１地先	5.7 ～ 16.6	224.1
		辻堂神台二丁目７０７番１地先		
１０	明治 ５１５号線	羽鳥四丁目９２６番２地先	2.5 ～ 5.4	28.8
		羽鳥四丁目９２５番２地先		
１１	明治 ５１６号線	辻堂新町二丁目１２６５番３０３地先	3.9 ～ 7.8	145.2
		辻堂新町二丁目１２６５番２９０地先		
１２	善行 ６２６号線	大庭字聖ケ谷６８３９番３地先	2.9 ～ 7.2	543.6
		石川字下河内４４００番３地先		
１３	善行 ６２７号線	石川字権現庭４６３５番５地先	7.6 ～ 10.8	61.7
		石川字下河内４６０６番１地先		
１４	善行 ６２８号線	大庭字聖ケ谷７８８２番５地先	4.3 ～ 12.5	94.7
		大庭字聖ケ谷７８８２番１２地先		
１５	善行 ６２９号線	石川字下河内４６２９番１地先	2.7 ～ 10.5	1460.3
		稲荷字池ノ辺６５６番５地先		
１６	善行 ６３０号線	大庭字聖ケ谷６８７４番６地先	2.1 ～ 4.7	101.4
		大庭字聖ケ谷６８８４番８地先		

１７	善行 ６３１号線	大庭字聖ケ谷６８９３番２地先	2.4 ～ 4.2	29.5
		大庭字持瀬６８９６番１地先		
１８	善行 ６３２号線	大庭字持瀬６９０２番２地先	2.5 ～ 4.1	33.5
		大庭字持瀬６９０６番地先		
１９	善行 ６３３号線	大庭字持瀬６９１４番２地先	2.5 ～ 3.4	25.5
		大庭字持瀬６９２６番１地先		
２０	善行 ６３４号線	大庭字唐池８３４５番１地先	4.2 ～ 10.9	122.5
		大庭字聖ケ谷７９４２番１地先		
２１	善行 ６３５号線	大庭字聖ケ谷７９４８番６地先	6.9 ～ 14.1	106.2
		善行団地１１１３番１地先		
２２	善行 ６３６号線	大庭字聖ケ谷７９６２番１地先	2.8 ～ 14.5	246.6
		大庭字聖ケ谷７９９１番２地先		
２３	善行 ６３７号線	善行坂二丁目３８８８番２地先	6.8 ～ 7.7	32.2
		善行坂二丁目３８８９番２９地先		
２４	善行 ６３８号線	善行坂二丁目３９０９番６地先	3.5 ～ 17.4	164.6
		善行坂二丁目３８８９番１５地先		
２５	善行 ６３９号線	善行坂一丁目３９５１番１地先	2.3 ～ 8.4	319.4
		善行坂二丁目３８９８番６８地先		
２６	善行 ６４０号線	善行坂二丁目３８９８番１３４地先	6.0 ～ 10.8	78.0
		善行坂二丁目４７２２番７地先		

２７	善行 ６４１号線	善行坂二丁目４６１５番１９地先	4.2 ～ 10.8	234.9
		善行坂二丁目４６８４番３地先		
２８	善行 ６４２号線	善行坂二丁目４７２２番３７地先	7.0 ～ 10.7	48.9
		善行坂二丁目４６１５番５７地先		
２９	善行 ６４３号線	善行坂二丁目４７３１番３２地先	7.0 ～ 11.0	40.3
		善行坂二丁目４７３１番８地先		
３０	善行 ６４４号線	本藤沢六丁目４３２６番１地先	6.9 ～ 26.4	615.1
		善行坂二丁目３８９８番８地先		
３１	善行 ６４５号線	善行坂一丁目４６８５番１４地先	3.5 ～ 7.0	373.1
		善行坂一丁目３９４４番６地先		
３２	善行 ６４６号線	本藤沢五丁目４５６１番５地先	2.2 ～ 2.5	13.9
		本藤沢五丁目４５２９番１３８地先		
３３	善行 ６４７号線	本藤沢五丁目４５２９番４３地先	0.9 ～ 7.9	103.7
		本藤沢五丁目４５５３番１地先		
３４	善行 ６４８号線	大庭字持瀬６９６６番１地先	2.3 ～ 4.2	93.5
		大庭字持瀬８１５８番地先		
３５	善行 ６４９号線	花の木２４６１番６地先	2.7 ～ 4.4	26.4
		花の木２４６４番１地先		
３６	湘南大庭 ４６５号線	大庭字広地６７７４番２地先	3.0 ～ 6.3	576.3
		石川字下ノ根３２７番２地先		

３７	湘南大庭 ４６６号線	大庭字広地６７００番２地先 大庭字広地６７３５番８地先	3.6 ～ 6.0	135.0
３８	湘南大庭 ４６７号線	大庭字門先６６７５番１地先 大庭字広地６６８２番地先	2.4 ～ 4.0	131.6
３９	湘南大庭 ４６８号線	大庭字門先６６１２番１地先 大庭字門先６６２５番地先	2.4 ～ 4.7	149.0
４０	湘南大庭 ４６９号線	大庭字門先６５５５番地先 大庭字門先６５９６番１地先	2.0 ～ 4.6	202.4
４１	湘南大庭 ４７０号線	大庭字門先６５５５番地先 大庭字門先６５７８番１地先	2.3 ～ 4.0	132.8
４２	湘南大庭 ４７１号線	大庭字関下１０３１番４地先 大庭字中沢６３９３番１地先	3.1 ～ 5.8	665.9
４３	六会 ８９４号線	西俣野字北窪河内６５９番１地先 西俣野字北窪河内６５７番１地先	1.3 ～ 4.2	85.2
４４	湘南台 ４４１号線	湘南台七丁目３２番１地先 湘南台七丁目２８番３地先	4.0 ～ 10.2	44.4
４５	湘南台 ４４２号線	湘南台七丁目３４番４地先 湘南台七丁目４６番１地先	6.0 ～ 8.8	258.6
４６	湘南台 ４４３号線	円行字滝ノ沢７５６番３地先 円行字滝ノ沢７４７番地先	2.9 ～ 4.8	56.5

４７	湘南台 ４４４号線	円行字馬渡１１１２番１地先	4.5 ～ 5.0	56.8
		石川字山田２８９９番地先		
４８	遠藤 ３８５号線	遠藤字中尾４９７８番５地先	1.9 ～ 5.6	457.3
		遠藤字中尾４９２１番地先		
４９	遠藤 ３８６号線	遠藤字窪前田１８０番４３地先	9.3 ～ 16.1	14.3
		遠藤字窪前田１８０番１０６地先		
５０	長後 ９１８号線	高倉字諏訪上１６５１番地先	7.1 ～ 9.7	29.9
		高倉字滝の上２４７１番８地先		
５１	長後 ９１９号線	高倉字槐戸５７１番１地先	3.0 ～ 5.7	42.3
		高倉字槐戸５７０番３地先		
５２	長後 ９２０号線	高倉字枯薮１１４９番地先	2.9 ～ 4.9	53.5
		高倉字枯薮１１４６番２地先		
５３	長後 ９２１号線	下土棚字中村１０２９番２６地先	3.0 ～ 14.0	31.0
		下土棚字中村１０２６番１２地先		
５４	長後 ９２２号線	高倉字諏訪上２６３９番１２地先	3.0 ～ 5.4	71.0
		高倉字滝の上２４３０番１２地先		
５５	御所見 １１００号線	葛原字観音道６３２番１地先	7.6 ～ 17.8	880.3
		葛原字下芝地１０４４番１地先		
５６	御所見 １１０１号線	葛原字昭和台６５６番１地先	2.9 ～ 5.8	159.2
		葛原字昭和台７７５番１地先		

５７	御所見 １１０２号線	葛原字西山田１１３９番９地先	3.4 ～ 9.6	1229.8
		葛原字昭和台５３５番１地先		
５８	御所見 １１０３号線	葛原字西山田１１０６番２地先	3.4 ～ 9.1	197.0
		葛原字西山田１１３４番１地先		
５９	御所見 １１０４号線	葛原字西山田１０９３番２地先	3.9 ～ 4.0	65.5
		葛原字西山田１１３９番１４地先		
６０	御所見 １１０５号線	葛原字西山田１０９８番２地先	3.5 ～ 4.8	121.2
		葛原字西山田１１００番９地先		
６１	御所見 １１０６号線	葛原字西山田１１４７番２０地先	3.4 ～ 6.3	186.9
		葛原字西山田１１３２番１地先		
６２	御所見 １１０７号線	葛原字西山田１１３９番７地先	2.7 ～ 5.1	94.5
		葛原字西山田１１３５番１地先		
６３	御所見 １１０８号線	葛原字西山田１１３８番８地先	1.9 ～ 4.2	61.2
		葛原字西山田１１４１番４地先		
６４	御所見 １１０９号線	葛原字西山田１１４６番７地先	3.3 ～ 4.1	76.1
		葛原字西山田１１４３番１地先		
６５	御所見 １１１０号線	葛原字西山田１１４５番１地先	1.8 ～ 4.5	109.6
		葛原字西山田１１４１番９地先		
６６	御所見 １１１１号線	用田字大河内１７８０番１地先	4.0 ～ 6.9	141.6
		用田字大河内１７５０番１地先		

６７	御所見 １１１２号線	用田字大河内１６４７番１地先	4.1 ～ 6.5	181.0
		用田字大河内１７６９番１地先		
６８	御所見 １１１３号線	用田字大河内２８５０番地先	4.5 ～ 6.6	111.0
		用田字大河内１６４４番地先		
６９	御所見 １１１４号線	用田字大河内１６４０番地先	4.1 ～ 6.0	243.4
		用田字大河内２８４４番地先		
７０	御所見 １１１５号線	用田字大河内１５０３番２地先	1.8 ～ 6.1	59.2
		用田字大河内１５０２番１地先		
７１	御所見 １１１６号線	用田字大河内１５２９番１地先	2.4 ～ 4.6	58.7
		用田字大河内１５０３番６地先		
７２	御所見 １１１７号線	用田字大河内１５２７番１地先	2.6 ～ 4.0	122.3
		用田字大河内１５３６番１地先		
７３	御所見 １１１８号線	用田字大河内１５９１番地先	4.0 ～ 7.8	51.4
		用田字大河内１５９４番地先		
７４	御所見 １１１９号線	用田字鳥居前６６８番１地先	1.8 ～ 7.4	463.0
		用田字御手洗水７６３番地先		
７５	御所見 １１２０号線	用田字鳥居前７３１番１地先	1.8 ～ 5.0	275.9
		用田字鳥居前６２９番２地先		
７６	御所見 １１２１号線	用田字鳥居前６５７番１地先	3.1 ～ 5.2	10.0
		用田字鳥居前６２９番２４地先		

７７	御所見 １１２２号線	用田字鳥居前６２１番２地先	3.2 ～ 5.1	126.1
		用田字鳥居前６３２番１地先		
７８	御所見 １１２３号線	用田字鳥居前６２９番３２地先	2.6 ～ 6.1	223.5
		用田字鳥居前６４２番１地先		
７９	御所見 １１２４号線	用田字南原５４２番１地先	2.0 ～ 5.5	45.5
		用田字南原５６５番１地先		
８０	御所見 １１２５号線	用田字南原５６５番４地先	3.0 ～ 5.8	23.5
		用田字南原５３１番１地先		
８１	御所見 １１２６号線	葛原字滝谷戸１７１５番１地先	2.0 ～ 3.6	138.6
		葛原字滝谷戸１７１０番地先		
８２	御所見 １１２７号線	葛原字南葛野２０３４番１地先	2.1 ～ 3.5	235.4
		葛原字南葛野１９６３番１地先		
８３	御所見 １１２８号線	葛原字南葛野１９５９番７地先	4.5 ～ 6.8	287.5
		葛原字南葛野１９７２番３地先		
８４	御所見 １１２９号線	葛原字南葛野２００９番１地先	2.2 ～ 3.2	38.9
		葛原字南葛野２０１２番１地先		
８５	御所見 １１３０号線	葛原字南葛野２０３２番１地先	3.8 ～ 7.3	201.6
		葛原字南葛野１９３３番１地先		
８６	御所見 １１３１号線	葛原字前田２０８０番６地先	5.6 ～ 12.0	96.9
		葛原字南葛野２０７６番１地先		

８７	御所見 １１３２号線	葛原字前田２０８３番１地先	5.5 ～ 6.8	297.4
		葛原字前田２１４５番５地先		
８８	御所見 １１３３号線	用田字薬師峯１０２２番３地先	5.8 ～ 14.0	88.9
		用田字薬師峯１０２９番３地先		
８９	御所見 １１３４号線	宮原字六本松１３４０番４地先	4.0 ～ 6.0	41.3
		宮原字六本松１３４０番６地先		
９０	御所見 １１３５号線	獺郷字大六天５７４番３地先	4.0 ～ 8.9	313.0
		打戻字榎戸１４０４番地先		
９１	御所見 １１３６号線	打戻字榎戸１３９６番１地先	3.1 ～ 5.4	265.0
		打戻字榎戸１４５７番地先		
９２	御所見 １１３７号線	打戻字榎戸１３０２番１地先	4.8 ～ 5.5	63.2
		打戻字榎戸１３２４番１地先		
９３	善行坂１号 歩行者専用道	善行坂二丁目３８９８番１３６地先	2.5 ～ 15.6	30.4
		善行坂二丁目３８９８番１４９地先		
９４	石川２８号 歩行者専用道	石川字東山田３０２７番地先	1.8 ～ 7.5	42.9
		石川字山田２９０１番２地先		
９５	用田１号 歩行者専用道	用田字大河内１５９３番１地先	4.2 ～ 4.3	28.1
		用田字大河内１５９２番３地先		
９６	辻堂 ６６３号線	辻堂東海岸四丁目７２３８番１０３地先	5.0	19.5
		辻堂東海岸四丁目７２３８番９９地先		

９７	辻堂 ６６４号線	辻堂東海岸四丁目７２３８番９７地先	5.0	19.5
		辻堂東海岸四丁目７２３８番９３地先		
９８	辻堂 ６６５号線	辻堂太平台一丁目１６番５７地先	5.0	42.7
		辻堂太平台一丁目１６番５５地先		
９９	村岡 ５８０号線	柄沢二丁目３４番９地先	5.9 ～ 6.0	113.9
		柄沢二丁目３５番１２地先		
１００	村岡 ５８１号線	柄沢二丁目３５番６地先	5.9 ～ 6.0	82.1
		柄沢二丁目３６番１７地先		
１０１	村岡 ５８２号線	並木台二丁目１３番１地先	5.9 ～ 6.0	114.2
		並木台二丁目１２番２３地先		
１０２	明治 ５１７号線	城南五丁目１７６番４地先	5.0	61.7
		羽鳥二丁目１７２番１８地先		
１０３	明治 ５１８号線	羽鳥二丁目１７２番７地先	5.0	29.7
		羽鳥二丁目１７２番１１地先		
１０４	六会 ８９５号線	西俣野字北窪５４番８地先	4.5	48.0
		西俣野字北窪６３番１７地先		
１０５	六会 ８９６号線	亀井野字不動上４６６番１７地先	5.0	56.9
		亀井野字不動上４６６番２４地先		
１０６	長後 ９２３号線	高倉字槐戸５４７番１４地先	4.5	25.2
		高倉字槐戸５４７番５３地先		

１０７	長後 ９２４号線	下土棚字奥田７２４番地先	8.2	39.2
		下土棚字中村７５９番地先		
１０８	長後 ９２５号線	下土棚字諏訪ノ棚１７８４番８地先	4.1	25.7
		下土棚字諏訪ノ棚１７８６番３地先		
１０９	御所見 １１３８号線	宮原字歩一１４９５番１地先	4.5	31.4
		宮原字歩一１４９５番９地先		
１１０	羽鳥３号 歩行者専用道	羽鳥二丁目１８０番６地先	2.0 ～ 5.0	45.6
		羽鳥二丁目１７２番１７地先		

提案理由

下根広町線ほか１０９路線を認定したいので，道路法第８条第２項の規定により提出する。

参　考

道路法　抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第８条　第３条第４号の市町村道とは，市町村の区域内に存する道路で，市町村長がその路線を認定したものをいう。

２　市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては，あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（路線の廃止又は変更）

第１０条　都道府県知事又は市町村長は，都道府県道又は市町村道について，一般

交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては，当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2　都道府県知事又は市町村長は，路線の全部又は一部を廃止し，これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては，これらの手続に代えて，路線を変更することができる。

3　第７条第２項から第８項まで及び前条の規定は前２項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について，第８条第２項から第５項まで及び前条の規定は前２項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第６０号

市道の廃止について

次のとおり市道の廃止をする。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

整理番号	路線名	起点 終点	幅員 m	延長 m
1	下根広町線	湘南台七丁目３４番４地先 今田字広町１４０番地先	6.0 ～ 16.0	512.0
2	片瀬 ６８号線	片瀬四丁目２４２３番３地先 片瀬四丁目２４２３番２１地先	2.0 ～ 3.4	36.0
3	片瀬 ８４号線	片瀬四丁目２２０１番２６８地先 片瀬四丁目２２０１番３６０地先	1.4 ～ 3.0	46.0
4	片瀬 ３１８号線	片瀬海岸一丁目２６５２番３地先 片瀬海岸一丁目２６５２番３地先	1.6 ～ 2.2	20.0
5	片瀬 ３５７号線	江の島一丁目８４番１０地先 江の島一丁目８４番１地先	1.8	8.0
6	片瀬 ３６２号線	江の島二丁目２０１番６地先 江の島二丁目２００番５地先	3.9	10.0

7	鵠沼 ７３号線	鵠沼藤が谷一丁目７２００番３地先	1.8	1.0
		鵠沼藤が谷一丁目７２００番３地先		
8	鵠沼 ４６４号線	鵠沼海岸七丁目５６３８番地先	1.5	11.0
		鵠沼海岸七丁目５６３８番地先		
9	鵠沼 ４９３号線	鵠沼海岸五丁目４９８４番６地先	2.0	20.0
		鵠沼海岸五丁目４９８４番１１地先		
１０	鵠沼 ８３２号線	鵠沼海岸四丁目５２１８番４８４地先	4.2 ～ 6.5	17.4
		鵠沼海岸四丁目５２１８番３９９地先		
１１	辻堂 ７７号線	辻堂字熊ノ森１６３７番１地先	2.0 ～ 6.0	99.0
		辻堂字熊ノ森１６２７番４地先		
１２	辻堂 ２４０号線	辻堂元町二丁目３０３３番１地先	1.3 ～ 2.0	203.9
		辻堂元町二丁目３０６２番地先		
１３	辻堂 ２５３号線	辻堂新町二丁目１２６５番２８９地先	3.0 ～ 6.0	25.0
		辻堂新町二丁目１２６５番２８６地先		
１４	辻堂 ３３９号線	辻堂東海岸一丁目７２３９番３００地先	3.5 ～ 4.0	60.0
		辻堂東海岸一丁目７２３９番２９９地先		
１５	村岡 ４号線	弥勒寺一丁目３６６番１３地先	3.5 ～ 6.0	22.0
		弥勒寺一丁目３６６番１３地先		
１６	村岡 １６６号線	渡内三丁目９２９番４地先	3.8 ～ 7.2	284.0
		渡内三丁目５６３番４２地先		

１７	村岡 １６７号線	渡内三丁目５６３番２４地先	3.8 ～ 11.0	38.0
		渡内三丁目５６３番３７地先		
１８	村岡 ３７８号線	川名字通町７５３番１地先	0.7 ～ 11.0	1200.0
		片瀬山二丁目８２６番３１２地先		
１９	村岡 ３９６号線	川名字仲丸９２１番１地先	1.6 ～ 1.8	51.0
		川名字仲丸９２４番地先		
２０	藤沢 ４２号線	藤沢字東横須賀５５６番１０６地先	7.0 ～ 9.8	21.2
		藤沢字東横須賀５５６番７６地先		
２１	藤沢 ２０３号線	本町三丁目１６８７番４地先	1.1 ～ 3.0	95.9
		本町三丁目１６９３番３地先		
２２	藤沢 ２９３号線	藤沢五丁目６６番３地先	3.3 ～ 3.9	20.9
		藤沢五丁目２７番１地先		
２３	藤沢 ３２３号線	藤沢四丁目６２６３番３３地先	1.9 ～ 6.7	81.8
		藤沢四丁目６２６３番１３地先		
２４	明治 ２号線	辻堂神台二丁目８００番３地先	4.0 ～ 5.5	84.0
		辻堂神台二丁目７９７番８地先		
２５	明治 １５号線	辻堂神台二丁目４２８番２地先	3.5 ～ 21.0	336.0
		辻堂神台二丁目７０７番１地先		
２６	明治 ２０号線	辻堂神台二丁目５１１番４地先	3.0 ～ 6.0	152.0
		辻堂神台二丁目４５０番２４地先		

２７	明治 ２５７号線	羽鳥四丁目９２５番２地先	2.2 ～ 3.3	50.4
		羽鳥四丁目９２７番６地先		
２８	明治 ３４６号線	辻堂新町二丁目１２６５番３０３地先	4.0 ～ 11.5	153.0
		辻堂新町二丁目１２６５番２９１地先		
２９	善行 ４８号線	善行坂一丁目４６６５番２地先	2.0 ～ 20.0	435.0
		善行坂一丁目３９４４番６地先		
３０	善行 ６１号線	善行坂一丁目４６８７番１地先	2.0 ～ 4.4	97.0
		善行坂一丁目４６８６番６地先		
３１	善行 ７７号線	善行坂二丁目４６１５番２３地先	4.0 ～ 9.0	97.0
		善行坂二丁目３８９８番９５地先		
３２	善行 ８０号線	善行坂二丁目４７２２番１２地先	2.6 ～ 6.0	345.0
		善行坂一丁目３９５１番１地先		
３３	善行 ２９７号線	立石三丁目２４３５番１地先	2.5	1780.0
		西俣野字大河内６８５番地先		
３４	善行 ３５０号線	花の木２４６１番７地先	2.0 ～ 4.1	271.0
		みその台２４６６番２地先		
３５	善行 ４２７号線	本藤沢五丁目４５９７番５地先	1.0 ～ 4.8	130.0
		本藤沢五丁目４５６１番５地先		
３６	善行 ４８６号線	本藤沢六丁目４３６２番地先	6.9 ～ 17.4	1884.0
		石川字権現庭４６４８番１地先		

３７	善行 ４８８号線	稲荷字二ツ谷７１５番２地先	3.4 ～ 4.6	70.0
		稲荷字二ツ谷７２１番地先		
３８	善行 ４８９号線	稲荷字二ツ谷７３４番１地先	3.2 ～ 9.6	32.0
		稲荷字持瀬９１２番地先		
３９	善行 ４９１号線	石川字下河内４６０１番１地先	3.0 ～ 13.0	1516.0
		稲荷字池ノ辺６５６番５地先		
４０	善行 ４９４号線	大庭字聖ケ谷６８７４番３地先	2.4 ～ 8.0	142.0
		大庭字聖ケ谷６８８６番２地先		
４１	善行 ４９５号線	大庭字聖ケ谷６８９２番地先	2.4 ～ 6.4	63.0
		大庭字持瀬６８９７番１地先		
４２	善行 ４９６号線	大庭字持瀬６９０２番１地先	2.4 ～ 3.8	73.0
		大庭字持瀬６９０８番地先		
４３	善行 ４９７号線	大庭字持瀬６９１４番１地先	4.0 ～ 4.6	65.0
		大庭字持瀬６９２９番地先		
４４	善行 ４９８号線	大庭字持瀬６９４４番地先	2.4 ～ 2.8	44.0
		大庭字持瀬６９４６番２地先		
４５	善行 ４９９号線	大庭字持瀬６９７３番２地先	1.4 ～ 5.6	1373.0
		石川字下河内４４００番１地先		
４６	善行 ５００号線	大庭字持瀬６９７２番地先	3.1 ～ 6.6	163.0
		大庭字持瀬８１５７番地先		

４７	善行 ５０２号線	大庭字持瀬８１７３番地先	1.0 ～ 1.6	21.0
		大庭字持瀬８１７４番地先		
４８	善行 ５１５号線	大庭字聖ケ谷７９９４番１地先	2.8 ～ 6.0	316.0
		大庭字聖ケ谷７９６２番１地先		
４９	善行 ５３７号線	善行坂二丁目４６８４番３地先	4.2 ～ 7.3	151.6
		善行坂二丁目４６７９番４地先		
５０	善行 ５５７号線	大庭字聖ケ谷７８８２番４地先	4.5 ～ 9.8	44.4
		大庭字聖ケ谷７８８２番１２地先		
５１	湘南大庭 ３０４号線	大庭字門先６５２３番６地先	1.4 ～ 9.0	1400.0
		石川字下ノ根３２７番２地先		
５２	湘南大庭 ３０５号線	大庭字広地６７５７番７地先	1.8	58.0
		大庭字広地６７３５番２地先		
５３	湘南大庭 ３０６号線	大庭字門先６６７５番地先	2.8 ～ 4.8	174.0
		大庭字広地６６８３番地先		
５４	湘南大庭 ３０７号線	大庭字門先６６１１番地先	2.2 ～ 5.4	190.0
		大庭字門先６６２６番地先		
５５	湘南大庭 ３０８号線	大庭字門先６５７３番地先	2.2 ～ 4.0	440.0
		大庭字広地６７３１番地先		

５６	湘南大庭 ３０９号線	大庭字門先６５５５番地先	2.0 ～ 4.0	215.0
		大庭字門先６５９６番地先		
５７	湘南大庭 ３１０号線	大庭字門先６５５５番地先	2.2 ～ 6.0	195.0
		大庭字門先６５６９番１地先		
５８	湘南大庭 ３１３号線	大庭字中沢６４２９番１地先	2.0	24.0
		大庭字中沢６５０６番地先		
５９	湘南大庭 ３１４号線	大庭字中沢６４２８番１地先	2.4 ～ 2.8	300.0
		大庭字中沢６３６３番１地先		
６０	湘南大庭 ３１５号線	大庭字中沢６３５２番１地先	3.6 ～ 7.0	345.0
		大庭字中沢６３９６番２地先		
６１	湘南大庭 ３３１号線	大庭字関下１０３１番１地先	1.8 ～ 9.0	1200.0
		大庭字中沢６５２２番１地先		
６２	湘南大庭 ４３６号線	大庭字広地６７００番１地先	6.0	167.0
		大庭字広地６７３５番１地先		
６３	六会 １０８号線	亀井野字屋中２４７０番２地先	3.5 ～ 3.8	418.0
		亀井野字唐池２１２４番６地先		
６４	六会 ２２２号線	西俣野字北窪河内６５９番地先	1.8 ～ 4.2	95.0
		西俣野字北窪河内６５７番２地先		
６５	六会 ２６６号線	西俣野字大塚下９１３番地先	2.2 ～ 8.6	147.0
		西俣野字大塚下９１２番１地先		

６６	六会 ５３３号線	石川字中河内４０７１番地先	3.8 ～ 4.6	12.0
		石川字中河内４０７１番地先		
６７	六会 ５５１号線	石川字鍛冶山１３８番１地先	1.2 ～ 6.8	80.0
		石川字鍛冶山１４１番地先		
６８	六会 ５６３号線	石川字稲荷山２７２４番地先	2.8 ～ 5.2	17.0
		石川字稲荷山２７２６番地先		
６９	湘南台 ３４号線	下土棚字渋谷ケ原２１９番２地先	4.0	74.0
		下土棚字渋谷ケ原２１９番４地先		
７０	湘南台 １６４号線	湘南台七丁目２８番地先	18.0 ～ 31.0	36.0
		湘南台七丁目２８番地先		
７１	湘南台 １９６号線	湘南台七丁目３４番４地先	5.8 ～ 10.4	241.0
		湘南台七丁目４６番１地先		
７２	湘南台 ２９４号線	円行字滝ノ沢７５６番３地先	2.2 ～ 4.8	72.0
		円行字桐ヶ谷１４３８番３地先		
７３	湘南台 ３０６号線	石川字東山田３０２７番地先	2.4 ～ 15.2	111.0
		円行字馬渡１１０６番地先		
７４	遠藤 ４４号線	遠藤字松原２６４７番２地先	1.6 ～ 4.0	42.0
		遠藤字松原２６４４番地先		
７５	遠藤 ５３号線	遠藤字中原１５４７番２地先	3.0 ～ 3.6	12.0
		遠藤字中原１５４７番２地先		

７６	遠藤 １１３号線	遠藤字窪前田１８０番６０地先 遠藤字窪前田１８０番５０地先	2.6 ～ 5.6	303.0
７７	遠藤 １１４号線	遠藤字窪前田１８０番５０地先 遠藤字窪前田１８０番４８地先	2.0 ～ 5.0	65.0
７８	遠藤 １１５号線	遠藤字窪前田１８０番１９地先 遠藤字窪前田１８０番８地先	2.5 ～ 8.0	140.0
７９	遠藤 １１６号線	遠藤字窪前田１８０番１０６地先 遠藤字窪前田１８０番８地先	2.5 ～ 8.0	120.0
８０	遠藤 １３３号線	遠藤字松原２６２７番２地先 遠藤字松原２６２７番２地先	4.0 ～ 7.0	88.0
８１	遠藤 １３４号線	遠藤字松原２６２７番２地先 遠藤字松原２６２７番２地先	4.0	32.0
８２	遠藤 １３６号線	遠藤字松原２６２０番地先 遠藤字松原２６２０番地先	4.0	39.0
８３	遠藤 １３７号線	遠藤字松原２６２０番地先 遠藤字松原２６２０番地先	4.0 ～ 6.2	12.0
８４	遠藤 ２１１号線	遠藤字中尾４８９５番地先 遠藤字中尾４８９４番地先	0.8 ～ 2.4	18.0
８５	遠藤 ２１３号線	遠藤字中尾４９７８番５地先 遠藤字打越４４３９番１地先	2.0 ～ 12.0	556.0

８６	遠藤 ２１９号線	遠藤字打越４４３５番地先	0.7 ～ 2.0	84.0
		遠藤字打越４４４０番地先		
８７	遠藤 ２５０号線	遠藤字山崎４０３５番地先	4.4 ～ 7.2	14.0
		遠藤字山崎４０３５番地先		
８８	長後 ８号線	高倉字槐戸５７０番３地先	2.4 ～ 5.0	56.0
		高倉字槐戸５７１番１地先		
８９	長後 ７３号線	高倉字上の原８８１番７地先	5.6	16.0
		高倉字上の原８８１番８地先		
９０	長後 １６６号線	高倉字枯薮１１４９番地先	1.8 ～ 5.0	101.0
		高倉字枯薮１１４５番地先		
９１	長後 ２０２号線	高倉字槐戸４８３番５地先	4.0 ～ 6.4	47.0
		高倉字槐戸４８３番３地先		
９２	長後 ２０３号線	高倉字槐戸４８３番６地先	4.0	63.0
		高倉字槐戸４８３番３地先		
９３	長後 ２３６号線	下土棚字谷戸４２４番２地先	4.0 ～ 10.0	68.0
		下土棚字谷戸４３５番地先		
９４	長後 ２５６号線	下土棚字新屋敷５２４番１地先	4.0 ～ 5.2	51.0
		下土棚字新屋敷５２４番１地先		
９５	長後 ２５８号線	下土棚字新屋敷５２２番地先	1.2	28.0
		下土棚字新屋敷５２２番地先		

９６	長後 ２６９号線	長後字宿中分８３１番２地先	1.8 ～ 3.6	29.0
		長後字宿中分８３４番３地先		
９７	長後 ３３０号線	下土棚字中村１０２９番１２地先	1.4 ～ 6.8	69.0
		下土棚字中村１０２７番１地先		
９８	長後 ３４４号線	下土棚字谷戸２７６番地先	3.0 ～ 7.4	24.0
		下土棚字谷戸２７７番１０地先		
９９	長後 ３５７号線	下土棚字大下１２７６番地先	2.0 ～ 4.4	25.0
		下土棚字大下１２７４番２地先		
１００	長後 ４５６号線	長後字中原２７９４番地先	3.0	17.0
		長後字中原２７９５番２地先		
１０１	長後 ５３９号線	長後字山王添１６１４番１地先	2.4 ～ 3.8	120.0
		長後字山王添１６０９番地先		
１０２	長後 ５８９号線	長後字宿中分９９７番１地先	1.4 ～ 3.4	31.0
		長後字宿中分１０００番地先		
１０３	長後 ６３８号線	高倉字丸山２３６５番６地先	4.0	31.0
		高倉字丸山２３６５番４地先		
１０４	長後 ６４１号線	高倉字丸山２２６１番１地先	2.6 ～ 3.0	109.0
		高倉字丸山２２５７番１地先		
１０５	長後 ６９３号線	高倉字諏訪上２６３９番１２地先	3.0 ～ 5.4	133.0
		高倉字滝の上２４３３番地先		

１０６	長後 ７２２号線	高倉字滝の上２４７０番地先	3.0 ～ 9.8	64.0
		高倉字滝の上２４７１番１８地先		
１０７	御所見 １３２号線	打戻字中尾２０８８番地先	2.0 ～ 7.2	35.0
		打戻字中尾２０８８番地先		
１０８	御所見 ２４６号線	打戻字根下３２４０番１地先	4.0 ～ 5.6	33.0
		打戻字根下３２４０番１地先		
１０９	御所見 ２８１号線	打戻字榎戸１３０２番１地先	4.0 ～ 8.8	552.0
		獺郷字大六天５７３番１地先		
１１０	御所見 ２９０号線	打戻字榎戸１４５７番地先	2.0 ～ 5.4	277.0
		打戻字榎戸１３９６番地先		
１１１	御所見 ２９２号線	打戻字榎戸１３９６番１地先	1.0	14.3
		打戻字榎戸１３１２番地先		
１１２	御所見 ３０９号線	宮原字東原３５５５番１地先	1.8 ～ 2.8	15.0
		宮原字東原３６１８番１地先		
１１３	御所見 ３１１号線	獺郷字中島４７番１地先	1.8 ～ 4.0	64.0
		宮原字東原３５４４番地先		
１１４	御所見 ３３４号線	獺郷字大六天３７７番地先	3.0	9.0
		獺郷字大六天３８４番地先		
１１５	御所見 ３８３号線	獺郷字大六天６７３番地先	1.4 ～ 5.2	198.0
		宮原字六本松１３４０番１地先		

１１６	御所見 ５５１号線	用田字男坂１１１７番４地先	3.0 ～ 6.4	8.0
		用田字男坂１１０６番５地先		
１１７	御所見 ５６０号線	用田字大河内１７５０番１地先	4.4 ～ 6.8	278.0
		用田字大河内１７７３番１地先		
１１８	御所見 ５６３号線	用田字大河内１５１４番１地先	3.0 ～ 6.2	76.0
		用田字大河内１４９２番地先		
１１９	御所見 ５６６号線	用田字大河内１５３６番１地先	2.8 ～ 5.8	266.0
		用田字大河内１５０３番１地先		
１２０	御所見 ５６７号線	用田字大河内１５０３番３地先	1.8 ～ 4.0	88.0
		用田字大河内１５０２番１地先		
１２１	御所見 ６０３号線	用田字中根松２６７０番地先	2.4 ～ 5.8	27.0
		用田字中根松２６６８番地先		
１２２	御所見 ６３２号線	用田字薬師峯１０２２番３地先	1.2 ～ 4.8	45.6
		用田字薬師峯１０２９番１地先		
１２３	御所見 ６４１号線	用田字鳥居前６２５番１地先	2.2 ～ 4.6	358.0
		用田字鳥居前７３１番１地先		
１２４	御所見 ６４２号線	用田字鳥居前６３２番１地先	1.9 ～ 4.4	618.0
		用田字御手洗水７６３番地先		
１２５	御所見 ６４９号線	用田字鳥居前６４２番地先	1.9 ～ 3.0	263.0
		用田字鳥居前６２９番２地先		

１２６	御所見 ６５０号線	用田字鳥居前６４７番５地先	3.4 ～ 5.0	72.0
		用田字鳥居前６４７番３地先		
１２７	御所見 ６５１号線	用田字鳥居前６４７番３地先	4.0 ～ 4.4	11.0
		用田字鳥居前６４７番３地先		
１２８	御所見 ６５２号線	用田字鳥居前６４７番３地先	3.2 ～ 3.6	13.0
		用田字鳥居前６４７番３地先		
１２９	御所見 ６６３号線	用田字御手洗水７８１番３地先	3.2 ～ 4.2	17.0
		用田字御手洗水７７９番１地先		
１３０	御所見 ７３５号線	葛原字女坂台２７３番１地先	2.5 ～ 2.7	86.0
		葛原字女坂台２７１番２地先		
１３１	御所見 ７３８号線	葛原字女坂台２２２番１地先	1.8 ～ 2.0	36.0
		葛原字女坂台２１７番１地先		
１３２	御所見 ７５２号線	葛原字昭和台７０４番１地先	2.0 ～ 3.0	126.0
		葛原字昭和台６９８番１地先		
１３３	御所見 ７８７号線	葛原字塩井淵１２３７番２地先	3.0 ～ 5.0	35.0
		葛原字塩井淵１２３８番地先		
１３４	御所見 ７８９号線	葛原字西山田１１００番６地先	4.0 ～ 6.4	1272.0
		葛原字昭和台５４６番２地先		
１３５	御所見 ７９５号線	葛原字西山田１１４７番４地先	2.0 ～ 7.2	228.0
		葛原字西山田１１３２番１地先		

１３６	御所見 ７９８号線	葛原字西山田１１４３番１地先	3.4 ～ 7.6	201.0
		葛原字西山田１１３５番１地先		
１３７	御所見 ７９９号線	葛原字西山田１１４１番９地先	2.0 ～ 4.4	171.0
		葛原字西山田１１４７番１４地先		
１３８	御所見 ８０１号線	葛原字西山田１０７９番地先	2.8 ～ 7.8	331.0
		葛原字西山田１１４１番４地先		
１３９	御所見 ８０２号線	葛原字西山田１０６８番１地先	3.6 ～ 8.2	316.0
		葛原字西山田１１３４番１地先		
１４０	御所見 ８０８号線	葛原字観音道６７３番２地先	1.0	16.0
		葛原字観音道６７１番１地先		
１４１	御所見 ８０９号線	葛原字観音道６６０番１地先	3.0 ～ 8.0	291.0
		葛原字昭和台７７５番１地先		
１４２	御所見 ８１１号線	葛原字観音道６７０番地先	2.0 ～ 2.6	25.0
		葛原字観音道６５７番１地先		
１４３	御所見 ８１３号線	葛原字昭和台６２４番１地先	3.0 ～ 5.0	87.0
		葛原字昭和台６２８番５地先		
１４４	御所見 ８２５号線	葛原字下芝地１０４４番１地先	5.0 ～ 40.0	1270.0
		葛原字観音道６２９番４地先		
１４５	御所見 ８７６号線	葛原字前田２１４５番１地先	6.0 ～ 7.8	423.0
		葛原字南葛野２０７６番１地先		

１４６	御所見 ８８２号線	葛原字南葛野２０２０番地先	1.8	0.5
		葛原字南葛野２０１９番１地先		
１４７	御所見 ８８６号線	葛原字南葛野１９８０番１地先	4.2 ～ 9.0	531.0
		葛原字南葛野１９３４番地先		
１４８	御所見 ８８８号線	葛原字南葛野２００９番１地先	2.2 ～ 3.4	72.0
		葛原字南葛野２０１２番地先		
１４９	御所見 ８９５号線	葛原字南葛野１９６３番１地先	3.0	265.0
		葛原字南葛野２０３４番３地先		
１５０	御所見 ８９８号線	葛原字南葛野１９３２番地先	1.4 ～ 1.8	15.0
		葛原字南葛野１９３１番地先		
１５１	御所見 ９０５号線	葛原字滝谷１７１５番１地先	0.6 ～ 2.6	148.0
		葛原字滝谷１７１０番地先		
１５２	御所見 ９２０号線	用田字南原５３１番１地先	1.8 ～ 2.4	97.0
		用田字南原５６５番１地先		
１５３	御所見 ９７０号線	用田字大河内１５９１番地先	4.3 ～ 7.2	120.7
		用田字大河内１５９３番３地先		
１５４	御所見 ９７６号線	用田字大河内１６４４番地先	4.2 ～ 8.4	390.3
		用田字大河内１７０１番４地先		
１５５	明治 １８３号線	羽鳥二丁目１８０番２地先	2.0	47.0
		羽鳥二丁目１７８番１地先		

１５６	城南 １４４５－１ 号線	城南三丁目３５５番２地先	1.8	20.0
		城南三丁目３５４番地先		
１５７	長後 ３２２号線	下土棚字諏訪棚１７８５番１地先	2.2 ～ 15.6	177.0
		下土棚字奥田７２４番地先		

提案理由

下根広町線ほか１５６路線を廃止したいので，道路法第１０条第３項の規定により提出する。

議案第６１号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

１　管理を行わせる公の施設の名称

湘南台駅東口路上第１自転車駐車場

湘南台駅東口路上第２自転車駐車場

善行駅東口自転車等駐車場

２　指定管理者となる団体

藤沢市円行二丁目３番地の１７

公益財団法人藤沢市まちづくり協会

３　指定の期間

２０１９年（平成３１年）４月１日から２０２２年（平成３４年）３月３１日まで

提案理由

湘南台駅東口路上第１自転車駐車場ほか２自転車等駐車場の指定管理者を指定したいので，地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

参　考

地方自治法　抜粋

（公の施設の設置，管理及び廃止）

第２４４条の２

６　普通地方公共団体は，指定管理者の指定をしようとするときは，あらかじめ，当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第６２号

藤沢市表彰条例の一部改正について

藤沢市表彰条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　　木　　恒　　夫

藤沢市表彰条例の一部を改正する条例

藤沢市表彰条例（昭和３３年藤沢市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「次に掲げるこの市の特別職（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第３条第１項に規定する特別職をいう。以下同じ。）」を「この市の教育委員会委員，選挙管理委員会委員，監査委員，公平委員会委員，農業委員会委員又は固定資産評価審査委員会委員」に改め，同項各号を削り，同条第２項中「特別職」を「職」に改める。

第５条を次のように改める。

（職員表彰）

第５条　職員表彰の対象者は，この市の一般職の職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第３条第１項に規定する一般職の職員のうち，法第２８条の４第１項本文及び第２８条の５第１項の規定，地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第６条第１項第１号及び第１８条第１項の規定並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号）第３条から第５条までの規定により採用された職員以外の職員をいう。以下単に「職員」という。）又は部等その他のこの市の事務を処理するためにこの市が設置した組織で，次の各号のいずれかに該当すると認められるものとする。

(1)　職務の遂行について特別の努力をし，抜群の成績を挙げたもの

(2)　職員の名誉を高揚し，他の模範となつたもの

第６条第１項中「この市の特別職」の次に「（法第３条第１項に規定する特別職をいう。以下同じ。）」を加え，同項中第１号及び第２号を削り，第３号を第１号とし，第４号を第２号とし，第５号を第３号とし，同条第２項を削る。

第７条第１項中第１号及び第２号を削り，第３号を第１号とし，第４号を第２号とし，第５号を第３号とし，同条第２項を削る。

第１１条第１項第３号中「，自治功労彰（職員に係るものに限る。）及び特別自治功労彰（職員に係るものに限る。）」を削り，同項第４号中「（特別職に係るものに限る。）」を削り，「第６条第１項各号」を「第６条各号」に，「第７条第１項各号」を「第７条各号」に改める。

第１２条の見出し中「勤務年数等」を「在職年数」に改め，同条中「永年勤続表彰，自治功労彰（職員に係るものに限る。）及び特別自治功労彰（職員に係るものに限る。）に係る職員の勤務年数並びに」及び「（特別職に係るものに限る。）」を削り，同条第１号中「勤務年数は職員となつた日の属する月から毎年３月３１日まで，在職年数は」を「在職年数は，」に改め，同条第２号中「勤務年数又は」を削り，同条第３号中「退職した職員が新たに職員となつたとき，又は」及び「それぞれ退職前の勤務年数及び新たに職員となつた日以後の勤務年数又は」を削り，同条第５号を削る。

第１３条第１項中「，第５条第３項」を削り，同項第１号中「特別職」を「職」に改め，同項第２号を削り，同項第３号中「第６条第１項」を「第６条」に改め，「又は同条第２項に規定する自治功労彰の対象者に係る勤務年数」を削り，同号を同項第２号とし，同項第４号中「第７条第１項」を「第７条」に改め，「又は同条第２項に規定する特別自治功労彰の対象者に係る勤務年数」を削り，同号を同項第３号とする。

附　則

１　この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際，現に藤沢市表彰条例第１４条に規定する功労者である者のうち改正前の同条例第６条第１項第１号及び第２号並びに同条第２項に規定する対象者に該当するものとして自治功労彰を受けたもの並びに同条例第１４条に規定する特別功労者である者のうち改正前の同条例第７条第１項第１号及び第２号並びに同条第２項に規定する対象者に該当するものとして特別自治功労彰を受

けたものについては，同条例第１４条の規定は，適用しない。

提案理由

この条例を提出したのは，近年の社会経済情勢の変化を踏まえた行財政改革の視点による見直しにより，本市の表彰制度のうち職員の一部に対する表彰等を廃止することに伴い，所要の改正をする必要による。

議案第６３号

藤沢市青少年問題協議会条例の一部改正について

藤沢市青少年問題協議会条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

藤沢市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

藤沢市青少年問題協議会条例（昭和３３年藤沢市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第１条を次のように改める。

（趣旨）

第１条　この条例は，地方青少年問題協議会法（昭和２８年法律第８３号）第６条の規定に基づき，藤沢市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第６条第１項中「２年とする」を「調査審議を行う案件ごとに市長が定める」に改め，同項ただし書を削る。

附　則

この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，現在藤沢市青少年問題協議会及び子ども・子育て会議において取り扱っている青少年に関する課題を一元的に子ども・子育て会議で取り扱うこととし，藤沢市青少年問題協議会については，必要に応じて設置することとするため，所要の改正をする必要による。

議案第６４号

藤沢市印鑑条例及び藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の
一部改正について

藤沢市印鑑条例及び藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長
鈴　木　恒　夫

藤沢市印鑑条例及び藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の
一部を改正する条例

（藤沢市印鑑条例の一部改正）

第１条　藤沢市印鑑条例（昭和４９年藤沢市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１５条の見出し中「証明書自動交付機等」を「機器」に改め，同条第１項中「印鑑登録証若しくは住民基本台帳カードのいずれかを使用して証明書自動交付機により，又は住民基本台帳カード若しくは」を「住民基本台帳カード又は」に改める。

第１６条第１項を削り，同条第２項を同条とする。

（藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正）

第２条　藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成１９年藤沢市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「証明書自動交付機又は」を削り，「これらを「自動交付機」」を「「証明書交付機器」」に改め，同条第２号中「自動交付機」を「証明書交付機器」に改める。

附　則

この条例は，平成３２年３月１日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，市役所本庁舎に設置している住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付機の運用を終了することに伴い，所要の改正をする必要による。

議案第６５号

藤沢市職員定数条例の一部改正について

藤沢市職員定数条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

藤沢市職員定数条例の一部を改正する条例

藤沢市職員定数条例（昭和２４年藤沢市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,０５２人」を「2,０５８人」に，「８０８人」を「８１７人」に，「２３０人」を「２３４人」に，「４４３人」を「４５３人」に，「3,５７１人」を「3,６００人」に改める。

附　則

この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，行政需要の増加に対応し，及び既存の業務を見直すこと等に伴い，職員定数を改める必要による

議案第６６号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長
鈴　木　恒　夫

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

（藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第１条　藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年藤沢市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「職員を」を「職員及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を」に改める。

（藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第２条　藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和３８年藤沢市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条第５項中「前項の規定により任命権者が」を「第４項の規定により定める時間，短時間勤務会計年度任用職員にあつては前項の規定により」に改め，同項を同条第６項とし，同条第４項の次に次の１項を加える。

５　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の勤務時間は，第１項の規定にかかわらず，休憩時間を除き，１週間について３５時間までの範囲内で，任命権者が定める。

第３条第１項及び第２項中「及び任期付短時間勤務職員」を「，任期付短時間勤務職員及び短時間勤務会計年度任用職員」に改める。

第９条第１項中「第１１条第４項」を「第５項，第１１条第３項及び第１５条第３項」に，「考慮し」を「考慮し，」に改め，同条に次の１項を加える。

５　前各項の規定にかかわらず，臨時的に任用される職員及び地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の年次休暇は，その者の勤務時間等を考慮し，１年につき２０日を超えない範囲内で規則で定める。

第１０条第１項第２号中「９０日」の次に「（臨時的に任用される職員及び会計年度任用職員にあつては，３０日）」を加える。

第１０条の２第２項中「（結婚休暇を除く。）」を削り，同項に次のただし書を加える。

ただし，結婚休暇についてその初日から同日後２週間を経過する日までの間については，この限りでない。

第１１条第１項中「，職員が」を「，職員（臨時的に任用される職員にあつては現に１年以上引き続いて勤務している者に，会計年度任用職員にあつては１週間の勤務日数が２日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ，及び１年間の勤務日数が１２１日以上である者で，かつ，現に１年以上引き続いて勤務しているもの（介護休暇開始予定日から起算して９３日を経過する日から６月を経過する日までに任期が満了し，更新されないことが明らかである者を除く。）に限る。以下この条において同じ。）が」に改める。

第１１条の２第１項中「職員」の次に「（臨時的に任用される職員にあつては現に１年以上引き続いて勤務している者に，会計年度任用職員にあつては１週間の勤務日数が２日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ，及び１年間の勤務日数が１２１日以上である者で，かつ，１日につき定められた勤務時間が６時間１５分以上である勤務日があるものであつて，現に１年以上引き続いて勤務しているものに限る。）」を加え，同条第２項中「２時間」の次に「（会計年度任用職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間が２時間を下回る場合は，当該減じた時間）」を加える。

第１３条第３項中「及び任期付短時間勤務職員」を「，任期付短時間勤務職員及び短時間勤務会計年度任用職員」に改め，同条に次の１項を加える。

４　前３項に規定するもののほか，第１項の規定により命ずる勤務に関し必要な

事項は，規則で定める。

第１３条の２第１項中「時間外勤務手当を」を「時間外勤務手当（短時間勤務会計年度任用職員にあつては，藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和３１年藤沢市条例第３６号）第１３条第２号の規定による時間外勤務報酬。以下この項において同じ。）を」に改める。

第１５条第１項中「子のある職員」の次に「（臨時的に任用される職員にあつては現に１年以上引き続いて勤務している者に，会計年度任用職員にあつては１週間の勤務日数が２日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ，及び１年間の勤務日数が１２１日以上である者で，かつ，現に１年以上引き続いて勤務しているものに限る。以下この条において同じ。）」を，「当該職員」の次に「及び正規の勤務時間の全部が深夜にある職員」を加え，同条第４項中「第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」の次に「（臨時的に任用される職員にあつては現に１年以上引き続いて勤務している者に，会計年度任用職員にあつては１週間の勤務日数が２日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ，及び１年間の勤務日数が１２１日以上である者で，かつ，現に１年以上引き続いて勤務しているものに限る。以下この条において同じ。）」を，「当該職員」の次に「及び正規の勤務時間の全部が深夜にある職員」を加え，「あり，第２項中」を「あるのは「要介護者のある職員（臨時的に任用される職員にあつては現に１年以上引き続いて勤務している者に，会計年度任用職員にあつては１週間の勤務日数が２日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ，及び１年間の勤務日数が１２１日以上である者で，かつ，現に１年以上引き続いて勤務しているものに限る。以下この条において同じ。）（正規の勤務時間の全部が深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）にある職員を除く。）が，当該要介護者を介護する」と，第２項中」に改め，「，第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と」を削る。

別表第２結婚休暇の項中「連続する」を「結婚の日の５日前の日から当該結婚の日後１月を経過する日までの期間において連続する」に改め，同表出産補助休暇の項中「おける」を「おいて」に改め，同表備考に次のように加える。

３　臨時的に任用される職員及び会計年度任用職員のこの表の適用については，

ボランティア休暇，子の看護休暇，家族看護休暇及び短期の介護休暇の項中「１年につき」とあるのは「１会計年度につき」と，児童養育休暇，子の看護休暇，家族看護休暇，短期の介護休暇及び祭日休暇の項中「職員」とあるのは「臨時的に任用される職員（現に６月以上引き続いて勤務している者に限る。）及び会計年度任用職員（１週間の勤務日数が２日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ，及び１年間の勤務日数が１２１日以上である者で，かつ，現に６月以上引き続いて勤務しているものに限る。）」とする。

（藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第３条　藤沢市職員の育児休業等に関する条例（平成４年藤沢市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号ア(ア)中「同一の職に引き続き」を「引き続いて」に改め，同号ア(イ)及び同号ウ中「同一の職に」を削る。

第２条の３第３号，第２条の４並びに第３条第８号中「同一の職に」を削る。

第７条第２項中「職員のうち」を「職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。次条において同じ。）のうち」に改める。

第１９条第２号ア中「同一の職に引き続き」を「引き続いて」に改める。

第２０条第３項中「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）」を「介護時間」に，「当該介護をするための時間」を「当該介護時間」に改める。

第２１条に次の１項を加える。

２　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については，同項中「給与条例第１１条」とあるのは「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和３１年藤沢市条例第３６号）第１１条」と，「給与条例第１５条」とあるのは「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第１２条」と，「給与額」とあるのは「報酬額」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第４条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条

例（平成８年藤沢市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「第２２条第１項」を「第２２条」に改める。

（公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第５条　公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例（平成２６年藤沢市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「第２２条第１項」を「第２２条」に改める。

（藤沢市における法令の遵守に関する条例の一部改正）

第６条　藤沢市における法令の遵守に関する条例（平成２４年藤沢市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「，地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に改め，「並びに同条第３項第３号に規定する嘱託員」を削る。

（藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第７条　藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和２６年藤沢市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

５　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項又は前項の規定の適用については，これらの項中「３年を超えない範囲内」とあるのは「法第２２条の２第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（藤沢市職員の降給に関する条例の一部改正）

第８条　藤沢市職員の降給に関する条例（平成２８年藤沢市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「という。）」の次に「又は藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和３１年藤沢市条例第３６号）第７条第２項各号に定める報酬表」を加え，「いずれかの給料表」を「いずれかの表」に改める。

（藤沢市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第９条　藤沢市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２６年藤沢市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め，同条中「第２６１号」を「第２６１号。以下「法」という。」に，「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」

に改める。

第２条第１項中「戒告処分は」を「戒告の処分は，」に改め，同条第２項中「免職の処分は」を「免職の処分は，」に改める。

第３条中「６ケ月」を「６月」に改め，同条に次の１項を加える。

２　法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については，同項中「給料の月額」とあるのは「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和３１年藤沢市条例第３６号）第７条第１項各号に規定する者以外のものにあつては同条例第７条第２項各号の報酬表に定める当該号給に規定する報酬月額に藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和３８年藤沢市条例第３５号）第２条第５項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とし，同条例第７条第１項各号に規定する者にあつては報酬月額に１２を乗じ，その額を規則で定める時間数で除して得た額に処分の日の属する月の前６月以内の期間におけるその者の在職期間における勤務時間数の１月当たりの平均時間数を乗じて得た額」と，「給与」とあるのは「報酬」とする。

第４条第１項中「期間は」を「期間は，」に改め，同条第２項中「停職者は」を「停職者は，」に改め，同条第３項中「停職者は停職の期間中」を「停職者には，停職の期間中，」に改める。

第５条を削る。

第６条の見出しを「（委任）」に改め，同条中「市規則」を「，規則」に改め，同条を第５条とする。

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第１０条　藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和３１年藤沢市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　非常勤の特別職職員の報酬等（第２条－第６条）

第３章　短時間勤務会計年度任用職員の報酬等（第７条－第２１条）

第４章　雑則（第２２条）

附則

第１章　総則

第１条中「第２０３条の２第４項」を「第２０３条の２第５項」に，「次に掲げる者」を「次に掲げる非常勤の特別職職員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）」に，「費用弁償の支給方法」を「費用弁償並びに短時間勤務会計年度任用職員に対する期末手当の額及び支給方法」に改め，同条第１８号中「非常勤の」の次に「特別職」を加える。

第１条の次に次の章名を付する。

第２章　非常勤の特別職職員の報酬等

第２条第１項中「別表」を「別表第１」に，同条第２項中「４５６,３００円（医療業務を行う者については，月額６３８,０００円）」を「４５０,０００円（医師又は歯科医師の資格を有することが必要な職については，月額６００,０００円）」に改める。

第３条を次のように改める。

（報酬の支給方法）

第３条　日額又は回数で定められている報酬は，月の初日からその月の末日までの間における勤務日数又は勤務回数により計算した総額を翌月の末日までに支給する。

２　月額で定められている報酬は，翌月の末日までに支給する。

３　報酬が月額で定められている職について，月の中途において，新たに委嘱された者に対しては当該委嘱の日から，退職，免職その他によりその職を失つた者又は在職中に死亡した者に対しては当該職を失つた日又は死亡した日まで当該月の現日数を基礎として日割計算により報酬を支給する。

４　第１項又は第２項の規定にかかわらず，任命権者が必要があると認めるときは，別の方法により支給することができる。

第４条第１項中「出張した」を「出張する」に，「利用した」を「利用する」に改める。

第５条第１項中「旅費」を「費用弁償として旅費」に改め，同条第２項中「第

１条第１号から第９号までに掲げる者にあつては旅費条例の特別職の職員に関する規定，同条第１８号に掲げる者にあつては一般職」を「旅費条例の特別職」に改め，同条第３項を削る。

第６条第１項中「（次条に規定する通勤費用が支給されるものを除く。）」を削る。

第７条第１項中「第１条第１８号に規定する者（市長が別に定める職に委嘱されるものに限る。）のうち，次に掲げる者には，」を「次に掲げる短時間勤務会計年度任用職員には，費用弁償として」に改め，「ことができる」を削り，同条第３項を削り，同条第２項中「通勤費用」を「第７条第１項ただし書各号に規定する者の通勤費用」に改め，同項第１号中「前項第１号」を「第１項第１号」に改め，同項第２号中「前項第２号」を「第１項第２号」に改め，「実日数」の次に「（実日数が２０日を超える場合は，２０日）」を加え，同号の表に備考として次のように加える。

備考　平均１月当たりの通勤所要回数が１０回に満たない職員にあつては，表の額に１００分の５０を乗じて得た額を減じた額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。

第７条第２項第３号中「前項第３号」を「第１項第３号」に改め，同項を同条第４項とし，同条第１項の次に次の２項を加える。

２　前項各号に規定する通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員とは，地方公務員災害補償法第２９条第２項に規定する障害等級に該当する程度の身体障がいのため歩行することが著しく困難な職員であつて，交通機関を利用し，又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものをいう。

３　第１項各号のいずれかに該当する者（第７条第１項各号に規定する者を除く。）の通勤費用の額は，給与条例第９条の規定を準用する。この場合において，同条中「通勤手当」とあるのは「通勤費用」と，「育児短時間勤務職員等，再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務会計年度任用職員」とする。

第７条に次の１項を加える。

５　第１項，第２項及び前項に規定するもののほか，第７条第１項各号に規定す

る者の通勤費用に関し必要な事項は，規則で定める。

第７条を第１９条とし，第６条の次に次の章名及び１２条を加える。

第３章　短時間勤務会計年度任用職員の報酬等

（基本報酬）

第７条　短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬は，次項から第４項までの規定に従い月額で定める。ただし，次の各号のいずれかに該当する者の基本報酬は，第１２条に規定する勤務１時間当たりの報酬額で定める。

(1)　任期が１月に満たない者（次号又は第３号に該当する者を除く。）

(2)　１週間の勤務時間数が規則で定める時間数に満たない者（次号に該当する者を除く。）

(3)　市民病院に勤務する職員のうち，医療職報酬表(1)又は医療職報酬表(2)を適用することでは，適正な水準の報酬を確保することが難しいと市長が認める者

(4)　前３号に掲げる者のほか市長が必要があると認める者

２　短時間勤務会計年度任用職員に適用する報酬表の種類は，次に掲げるとおりとし，各報酬表の適用範囲及び職種ごとに決定することができる上限となる号給は，規則に定めるところによる。

(1)　行政職報酬表(1)　（別表第２）

(2)　行政職報酬表(2)　（別表第３）

(3)　医療職報酬表(1)　（別表第４）

(4)　医療職報酬表(2)　（別表第５）

(5)　医療職報酬表(3)　（別表第６）

３　新たに前項各号に定める報酬表の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員となつた者の号給は，規則で定める基準に従い，任命権者が決定する。この場合において，月額で定める基本報酬の額は，各報酬表に定める当該号給に規定する報酬月額（第１２条第１項において同じ。）に，藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和３８年藤沢市条例第３５号。以下「勤務時間等条例」という。）第２条第５項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）に１００

分の１１３（医療職報酬表(1)の適用を受けるものにあつては，１００分の１１６）を乗じて得た額とする。

４　前項の規定により号給を決定する場合においては，公務員としての経験年数，民間経歴等を考慮することができる。ただし，第２項の規定による職種ごとに決定することができる上限となる号給を超えることはできない。

（報酬の加算）

第８条　短時間勤務会計年度任用職員（第７条第１項各号に規定する者を除く。）のうち，次の各号に掲げる者については，それぞれ当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）を基本報酬とあわせて支給する。

(1)　医療職報酬表(1)の適用を受ける者　３０８,６００円に算出率を乗じて得た額

(2)　医療職報酬表(3)の適用を受ける者のうち，規則で定めるもの　2,０００円に算出率を乗じて得た額

２　前項の規定は，短時間勤務会計年度任用職員（第７条第１項第１号，第２号又は第４号に規定する者に限る。）の加算について準用する。この場合において，同項第１号中「３０８,６００円に算出率を乗じて得た額」とあるのは「1,９９１円に月の初日からその月の末日までの間における勤務時間数を乗じて得た額（当該額が３０８,６００円を超える場合は，３０８,６００円）」と，第２号中「2,０００円に算出率を乗じて得た額」とあるのは「１３円に月の初日からその月の末日までの間における勤務時間数を乗じて得た額（当該額が2,０００円を超える場合は，2,０００円）」とする。

（基本報酬の支給方法）

第９条　短時間勤務会計年度任用職員（第７条第１項各号に規定する者を除く。）の基本報酬は，毎月２０日（当該日が土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは，繰り上げた日。次項において同じ。）に支給する。

２　短時間勤務会計年度任用職員（第７条第１項各号に規定する者に限る。）の基本報酬は，当該職員の基本報酬を基に月の初日からその月の末日までの間における勤務時間数により計算した総額を翌月の２０日に支給する。

３　前２項の規定にかかわらず，市長が特に必要があると認めた場合は，その全部若しくは一部を繰り上げ，又は繰り下げて支給することができる。

（月額で定める基本報酬の支給の始期及び終期）

第１０条　新たに短時間勤務会計年度任用職員（第７条第１項各号に規定する者を除く。以下この条において同じ。）となつた者には，その日から基本報酬を支給し，基本報酬の額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた基本報酬を支給する。

２　短時間勤務会計年度任用職員が退職したときは，その日まで基本報酬を支給する。

３　前２項の規定により，短時間勤務会計年度任用職員に基本報酬を支給する場合であつて，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その基本報酬の額は，その月の現日数から週休日（勤務時間等条例第３条の週休日をいう。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

４　短時間勤務会計年度任用職員が死亡したときは，その死亡した日の属する月の基本報酬の全額を支給する。

（基本報酬の減額等）

第１１条　短時間勤務会計年度任用職員（第７条第１項各号に規定する者を除く。）が勤務しないときは，その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合（勤務時間等条例第１０条の２の規定による生理休暇，健康診査等休暇，通勤緩和休暇，出産休暇，出産補助休暇，育児時間休暇，育児参加休暇若しくは児童養育休暇，同条例第１１条の規定による介護休暇若しくは同条例第１１条の２の規定による介護時間の承認又は同条例第１２条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。次項において同じ。）を除くほか，その勤務しない１時間につき，次条に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額した基本報酬を支給する。

２　短時間勤務会計年度任用職員（第７条第１項各号に規定する者に限る。）が勤務しないときは，その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除き，当該時間に対して基本報酬を支給しない。

（勤務１時間当たりの報酬額の算出）

第１２条　勤務１時間当たりの報酬額は，報酬月額に１００分の１１３（医療職報酬表(1)の適用を受けるものにあつては，１００分の１１６）を乗じて得た額に１２を乗じ，その額を規則で定める勤務時間数で除して得た額とする。

２　前項の規定にかかわらず，第７条第１項第３号に規定する者の勤務１時間当たりの報酬額は，３０,０００円を超えない範囲内において市長が別に定める。

（基本報酬以外の報酬）

第１３条　基本報酬のほか，短時間勤務会計年度任用職員が，次の各号に掲げる勤務に従事した場合は，それぞれ当該各号に定める報酬を支給する。ただし，第７条第１項第３号に規定する者については，第１号の規定に定める報酬は支給しない。

(1)　著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で報酬上特別の考慮を必要とし，かつ，勤務の特殊性を基本報酬で考慮することが適当でないと認められるものに従事した場合　特殊勤務報酬

(2)　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ，当該正規の勤務時間外に勤務した場合　時間外勤務報酬

(3)　休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ，当該正規の勤務時間中に勤務した場合　休日勤務報酬

(4)　正規の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務した場合　夜間勤務報酬

(5)　宿直勤務又は日直勤務を命ぜられ，当該宿直勤務又は日直勤務に従事した場合　宿日直報酬

（基本報酬以外の報酬の支給方法）

第１４条　前条各号に定める報酬は，月の初日から末日までの間を計算期間とし，当月分を翌月の基本報酬の支給日に支給する。

（給与条例の準用）

第１５条　前条に規定するもののほか，基本報酬以外の報酬の額，支給方法等に関しては，藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和２６年藤沢市条例第６号。以下「給与条例」という。）第１０条，第１２条から第１４条まで及び第１６条の規定を準用する。この場合において，給与条例中「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務報酬」と，「時間外勤務手当」とあるのは「時間外勤務報酬」

と，「第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額」とあるのは「藤沢市非常勤職員の報酬に関する条例（昭和３１年藤沢市条例第３６号）第１２条に規定する勤務１時間当たりの報酬額」と，「育児短時間勤務職員等，再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務会計年度任用職員」と，「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務報酬」と，「夜間勤務手当」とあるのは「夜間勤務報酬」と，「宿日直手当」とあるのは「宿日直報酬」とする。

（休職者等の報酬）

第１６条　休職にされた短時間勤務会計年度任用職員に対する報酬は，次に定めるところにより支給する。

(1)　短時間勤務会計年度任用職員が公務上の傷病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第２項に規定する通勤をいう。）による傷病により地方公務員法第２８条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは，その休職の期間中これに基本報酬（第８条に規定する報酬を含む。）の全額を支給する。

(2)　短時間勤務会計年度任用職員が地方公務員法第２８条第２項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは，その休職の期間中これに基本報酬の１００分の６０を支給する。

２　地方公務員法第５５条の２第１項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた短時間勤務会計年度任用職員には，その許可が効力を有する間は，いかなる報酬その他の給与も支給しない。

（報酬の口座振込み）

第１７条　報酬は，短時間勤務会計年度任用職員の申出により，口座振込みの方法により支払うことができる。

（報酬からの控除）

第１８条　市長は，短時間勤務会計年度任用職員に報酬を支給する際，次に掲げるものをその報酬から控除することができる。

(1)　藤沢市職員福利厚生会（以下この条において「厚生会」という。）の会費

(2)　厚生会の団体取扱契約に係る生命保険等の保険料及び積立金

(3)　厚生会の行う福利厚生事業に係るあつせん事業負担金

(4)　市長が別に定める金融機関への預貯金並びに貸付金に係る返済金及び利息

(5)　職員団体の団体費及び当該団体の取り扱う生命共済等に係る掛金

(6)　前各号に掲げるもののほか，市長が必要があると認めるもの

第１９条の次に次の２条及び１章を加える。

（公務旅行に係る費用弁償）

第２０条　公務のため旅行する短時間勤務会計年度任用職員に対し，費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の旅費の額及び支給方法は，旅費条例の一般職の職員に関する規定を準用する。

（期末手当）

第２１条　期末手当は，６月１日及び１２月１日（この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第７条第１項第２号又は第３号に該当する者以外の短時間勤務会計年度任用職員（一会計年度における地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（第７条第１項第２号又は第３号に該当する者を除く。）としての任期が６月以上ある者に限る。）に対して支給する。これらの基準日前１月以内に退職し，若しくは地方公務員法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職し，又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員（市長が定める者を除く。）についても，同様とする。

２　期末手当の額は，期末手当基礎額（それぞれの基準日現在（退職し，若しくは失職し，又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあつては，退職し，若しくは失職し，又は死亡した日現在）における基本報酬をいう。）に１００分の１３０を乗じて得た額に，基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　６月　１００分の１００

(2)　５月以上６月未満　１００分の９０

(3)　４月以上５月未満　１００分の８０

(4)　３月以上４月未満　１００分の６５

(5)　２月以上３月未満　１００分の５０

(6)　１月以上２月未満　１００分の３５

(7)　１月未満　１００分の２０

３　基準日において，一会計年度における地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（第７条第１項第２号又は第３号に該当する者を除く。）としての任期が６月以上ある者のうち，第７条第１項第１号又は第４号に該当するものに対する前項の規定の適用については，同項中「それぞれの基準日現在（退職し，若しくは失職し，又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあつては，退職し，若しくは失職し，又は死亡した日現在）における基本報酬」とあるのは「それぞれその基準日（退職し，若しくは失職し，又は死亡した職員にあつては，退職し，若しくは失職し，又は死亡した日）以前６月以内の在職期間における基本報酬の１月当たりの平均額」とする。

４　休職にされ，又は専従許可を受けた短時間勤務会計年度任用職員に対する期末手当の支給については，第１６条の規定を準用する。

５　前各項に定めるもののほか，期末手当の支給方法，支給制限，在職期間の算定等に関しては，給与条例の規定を準用する。

第４章　雑則

（委任）

第２２条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附則中第８項を第７項とする。

別表を別表第１とし，同表の次に次の５表を加える。

別表第２（第７条関係）

行政職報酬表(1)　（単位　円）

号給	報酬月額
1	154,500
2	155,900
3	157,200
4	158,500
5	159,800
6	161,300

7	162,900
8	164,500
9	165,800
10	167,300
11	168,800
12	170,300
13	171,800
14	174,500
15	177,100
16	179,700
17	182,500
18	184,200
19	185,800
20	187,500
21	189,000
22	190,700
23	192,600
24	194,300
25	195,900
26	197,700
27	199,500
28	201,300
29	202,900
30	204,700
31	206,500
32	208,300
33	209,900
34	211,700

35	213,600
36	215,400
37	216,800
38	218,600
39	220,300
40	222,200
41	223,900
42	225,600
43	227,200
44	228,800
45	230,200
46	231,900
47	233,600
48	235,200
49	236,300
50	237,800
51	239,200
52	240,500
53	241,800
54	243,100
55	244,100
56	245,300
57	246,600
58	247,700
59	248,900
60	250,200
61	251,100
62	252,600

63	254,000
64	255,400
65	256,800
66	258,200
67	259,600
68	260,900
69	262,100
70	263,500
71	264,900
72	266,200
73	267,300
74	268,400
75	269,700
76	271,000
77	272,000
78	273,200
79	274,500
80	275,800
81	276,700
82	277,700
83	278,600
84	279,700
85	280,800
86	281,800
87	282,800
88	283,800
89	284,300
90	285,200

91	285,900
92	286,800
93	287,800
94	288,600
95	289,400
96	290,200
97	291,000

備考　藤沢市八ケ岳野外体験教室に勤務する者に対しては，その勤務の特殊性に基づき，報酬表に定める額に当該額に１００分の５を乗じて得た額を加えた額を報酬表に定める額とする。

別表第３（第７条関係）

行政職報酬表(2)　　（単位　円）

号給	報酬月額
1	145,500
2	146,600
3	147,800
4	148,900
5	150,000
6	151,100
7	152,300
8	153,400
9	154,500
10	155,900
11	157,200
12	158,500
13	159,800
14	161,300
15	162,900

16	164,500
17	165,800
18	167,300
19	168,800
20	170,300
21	171,800
22	174,500
23	177,100
24	179,700
25	182,500
26	184,200
27	185,800
28	187,500
29	189,000
30	190,700
31	192,600
32	194,300
33	195,900
34	197,300
35	198,800
36	200,300
37	201,600
38	203,000
39	204,200
40	205,500
41	206,800
42	208,100
43	209,400

44	210,700
45	211,800
46	213,200
47	214,500
48	215,800
49	216,900
50	218,000
51	219,000
52	220,100
53	221,200
54	222,300
55	223,200
56	224,200
57	224,600
58	225,500
59	226,300
60	227,100
61	227,800
62	228,800
63	229,600
64	230,500
65	231,200
66	232,000
67	233,000
68	234,000
69	234,700
70	235,400
71	236,000

72	236,800
73	237,600
74	238,300
75	239,000
76	239,600
77	240,300
78	241,100
79	241,900
80	242,700
81	243,200
82	243,900
83	244,600
84	245,300
85	245,900
86	246,600
87	247,300
88	248,000
89	248,500
90	249,000
91	249,300
92	249,700
93	250,000

別表第４（第７条関係）

医療職報酬表(1)　　（単位　円）

号給	報酬月額
1	275,300
2	279,300
3	283,400

4	287,400
5	291,200
6	295,300
7	299,200
8	303,200
9	306,900
10	310,500
11	314,100
12	317,700
13	321,300
14	325,100
15	328,600
16	332,100
17	335,700
18	338,500
19	341,100
20	343,800
21	346,600
22	348,700
23	350,900
24	353,300
25	355,600
26	358,000
27	360,200
28	362,700
29	365,000
30	367,400
31	369,800

32	372,000
33	374,400
34	375,800
35	377,300
36	378,700
37	379,900
38	381,300
39	382,800
40	384,400
41	385,500
42	386,500
43	387,500
44	388,300
45	389,200
46	390,100
47	390,800
48	391,700
49	392,400
50	393,300
51	394,200
52	395,000
53	395,500
54	396,000
55	396,400
56	396,900
57	397,200

別表第５（第７条関係）

医療職報酬表(2)　　（単位　円）

号給	報酬月額
1	177,400
2	179,300
3	181,100
4	183,100
5	185,000
6	186,500
7	188,000
8	189,500
9	191,100
10	192,500
11	194,000
12	195,400
13	196,900
14	198,100
15	199,400
16	200,700
17	202,200
18	203,600
19	204,900
20	206,300
21	207,400
22	208,700
23	210,000
24	211,300
25	214,100
26	215,700
27	217,400

28	219,100
29	220,400
30	221,900
31	223,400
32	224,900
33	226,300
34	227,700
35	229,000
36	230,300
37	231,600
38	233,100
39	234,600
40	236,000
41	237,100
42	238,400
43	239,400
44	240,700
45	242,100
46	243,500
47	244,600
48	245,900
49	247,200
50	248,300
51	249,500
52	250,600
53	251,700
54	253,200
55	254,700

56	256,000
57	257,600
58	259,000
59	260,400
60	261,700
61	262,900
62	264,300
63	265,700
64	267,000
65	267,800
66	269,100
67	270,400
68	271,700
69	272,700
70	273,900
71	275,200
72	276,500
73	277,300
74	278,400
75	279,300
76	280,400
77	281,400
78	282,400
79	283,600
80	284,700
81	285,300
82	286,000
83	286,500

84	287,300
85	288,100

別表第６（第７条関係）

医療職報酬表(3)　　（単位　円）

号給	報酬月額
1	177,200
2	178,900
3	180,500
4	182,000
5	183,600
6	185,600
7	187,600
8	189,700
9	191,900
10	194,000
11	196,100
12	198,300
13	200,400
14	202,600
15	204,900
16	207,100
17	209,100
18	210,500
19	211,700
20	213,000
21	214,200
22	215,300
23	216,700

24	217,900
25	219,200
26	220,500
27	221,800
28	223,100
29	224,400
30	225,800
31	227,100
32	228,500
33	229,400
34	230,900
35	232,300
36	233,700
37	234,900
38	236,300
39	237,700
40	239,000
41	240,000
42	241,100
43	242,100
44	243,200
45	244,200
46	245,300
47	246,300
48	247,300
49	248,000
50	249,000
51	249,700

52	250,800
53	251,700
54	252,700
55	253,500
56	254,500
57	255,400
58	256,300
59	257,500
60	258,400
61	259,200
62	260,300
63	261,400
64	262,500
65	264,000
66	265,300
67	266,600
68	267,800
69	268,800
70	269,900
71	271,300
72	272,500
73	273,400
74	274,400
75	275,500
76	276,600
77	277,500
78	278,400
79	279,500

80	280,600
81	281,400
82	282,300
83	283,100
84	284,200
85	285,100
86	286,100
87	287,000
88	288,000
89	288,600
90	289,400
91	290,000
92	291,000
93	291,800
94	292,600
95	293,400
96	294,200
97	294,900

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第１１条　藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和２６年藤沢市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

３　地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「常勤の会計年度任用職員」という。）には，第１項各号に定める給料表の１級（医療職給料表(3)にあつては，２級）の欄を適用し，職種ごとに決定することができる号給の上限は，規則で定める。

第５条を次のように改める。

（給料の支給日）

第５条　職員の給料は，毎月２０日に支給する。この場合において，同日が土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは，繰り上げてこれを支給する。

２　前項の規定にかかわらず，市長が特に必要があると認めた場合は，その全部若しくは一部を繰り上げ，又は繰り下げて支給することができる。

第９条第２項中「別表に定める」を「第２９条第２項に規定する障害等級に該当する」に改める。

第１１条中「児童養育休暇，」を「児童養育休暇（臨時的に任用される職員及び常勤の会計年度任用職員にあつては，生理休暇，健康診査等休暇，通勤緩和休暇，出産休暇，出産補助休暇，育児時間休暇，育児参加休暇若しくは児童養育休暇），同条例」に改め，「若しくは」の次に「同条例」を加える。

第１３条第３項を削る。

第１３条の２の見出し中「及び休日勤務手当の特例」を「又は休日勤務手当の加算」に改め，同条中「勤務（前条第３項に規定する規則で定める勤務を除く。）」を「正規の勤務時間外の勤務又は休日の勤務」に，「給与のほか，その勤務１回につき7,５００円を超えない範囲内で規則で定める額を」を「手当のほか，その勤務した全時間に対して，勤務１時間につき，第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の２５に相当する額を時間外勤務手当又は休日勤務手当の加算として」に改める。

第１７条第１項中「在職する職員」の次に「（常勤の会計年度任用職員にあつては，一会計年度における地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和３１年藤沢市条例第３６号）第７条第１項第２号又は第３号に該当する者を除く。）としての任期が６月以上ある者に限る。）」を加える。

第２０条の３に次の１項を加える。

３　第４条の規定中昇給に関する部分，第７条，第７条の２，第８条の２，第９条の２，第１１条の２，第１６条の２，第１８条から第２０条までの規定中勤勉手当に関する部分，前条並びに次条第２号，第３号，第５号及び第６号の規定は，常勤の会計年度任用職員には適用しない。

第２１条第１号中「休職期間中」を「休職の期間中」に改める。

第２２条を削り，第２３条を第２２条とし，第２４条を第２３条とする。

第２５条中「市長が」を「規則で」に改め，同条を第２４条とする。

別表第１の備考ただし書きを削る。

（藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第１２条　藤沢市職員の退職手当に関する条例（昭和２９年藤沢市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号を次のように改める。

(1)　常時勤務に服することを要する者（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項，第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者を除く。）

第２条第２項第３号を削り，同条に次の１項を加える。

３　前項各号に掲げる職員以外の職員のうち，同項第１号に掲げる職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により，勤務を要しないこととされ，又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至つた者で，その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは，同号に掲げる職員とみなして，この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による傷病（厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第４７条第２項に規定する障害等級に該当する程度の障がいの状態にある傷病とする。以下同じ。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし，地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については，この限りでない。

第３条第２項中「（厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第４７条第２項に規定する障害等級に該当する程度の障がいの状態にある傷病とする。以下同じ。）」を削る。

第７条第３項中「，第８条第３項第１号」の前に「，第７条の２第１項」を加え，同条第７項中「又は第３号」を削る。

第７条の次に次の１条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第７条の２　職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間については，第２条第３項に規定する者の同項に規定する勤務した月が引き続いて１２月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間を含むものとみなす。

２　前条第５項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には，第２条第３項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての同項に規定する勤務した月が引き続いて１２月を超えるに至るまでに相当するその引き続いた在職期間を含むものとする。

第８条の２第３項中第４号を第５号とし，第３号を第４号とし，同項第２号中「法律」を「臨時的に任用される職員その他の法律」に改め，「者」の次に「（前２号に該当するものを除く。）」を加え，同号を同項第３号とし，同項第１号の次に次の１号を加える。

(2)　第２条第３項の規定により職員とみなされる者

第２０条中「条例実施」を「条例の施行」に，「市長が」を「規則で」に改める。

附則に次の２項を加える。

７　当分の間，第２条第３項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて６月を超えるに至つた場合には，その者を同項の職員とみなして，この条例の規定を適用する。この場合において，その者に対する第３条から第５条までの規定による退職手当の額は，これらの規定により計算した退職手当の額の１００分の５０に相当する額とする。

８　当分の間，常勤の特別職職員であつた者が退職した日の翌日から起算して８年を経過する日までの間に，藤沢市職員の定年に関する条例（昭和５９年藤沢市条例第１２号。以下「定年条例」という。）第２条の規定により退職した者が退職した日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に，藤沢市職員の再任用に関する条例（平成１３年藤沢市条例第２９号）第２条第１号に定める者が定年条例第２条に定める定年により退職する日まで在職したものと仮定した場合において退職することとなる日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に，それぞれ採用された者には，この条例は適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成３２年４月１日から施行する。

（制度移行に伴う経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に一般職の職員（藤沢市職員定数条例（昭和２４年藤沢市条例第３３号）に規定する職員，地方公務員法第２８条の４第１項又は第２８条の５第１項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１８条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号）第５条の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）又は非常勤の特別職職員（地方公務員法第３条第３項第３号に規定するものに限る。以下同じ。）として任用されていた者のうち，施行日に１年間の任期を定めて会計年度任用職員（第１０条の規定による改正後の藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第７条第１項各号に規定する者を除く。第４項において同じ。）として任用される者で，その者が当該任用に対して受ける年間の報酬見込み額が施行日の前日において受けていた賃金又は報酬の勤務１時間当たりの額にその者の会計年度任用職員としての年間の勤務時間数を乗じて得た額（以下「平成３１年度仮定年間報酬」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）の基本報酬は，平成３７年３月３１日までの間，第１０条の規定による改正後の藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第７条第２項から第４項まで又は第１２条に規定する基本報酬の額に，当該額と平成３１年度仮定年間報酬を１４.６（平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日までの間は，１４.６を超えない範囲内で別に定める数）で除して得た額との差額に相当する額を加算した額とする。

３　第１０条の規定による改正後の藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第７条第１項２号に規定する者の基本報酬には，前項の規定を準用する。この場合において，同項中「１４.６」とあるのは「１２」とする。

４　施行日の前日に一般職の職員又は非常勤の特別職職員として任用されていた者のうち，施行日に１年間の任期を定めて会計年度任用職員として任用される者（前２項に規定する職員を除く。）について，これらの項の規定による基本報酬を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは，当該職員には，規

則の定めるところにより，同項の規定に準じて，基本報酬を支給する。

（委任）

５　附則前３項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

提案理由

この条例を提出したのは，地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され，会計年度任用職員制度が導入されたこと等に伴い，関係条例において所要の改正をする必要による。

議案第６７号

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部改正について

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　　木　　恒　　夫

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例（平成２０年藤沢市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「第１０４条第４項第２号」を「第１０４条第７項第２号」に改める。

附　則

この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，学校教育法の一部が改正されたことに伴い，規定の整備をする必要による。

議案第６８号

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　　木　　恒　　夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和３２年藤沢市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「，６月１日に在職する者に支給する場合においては１００分の１５２．５，１２月１日に在職する者に支給する場合においては１００分の１６７.5」を「１００分の１６０」に改める。

附　則

この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，一般職の職員に合わせ，常勤の特別職職員に係る各期の期末手当の均等化を図るため，所要の改正をする必要による。

議案第６９号

藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和２６年藤沢市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「１２,０００円」を「１３,５００円」に改める。

第１８条第２項中「１００分の９０」を「１００分の９５」に，「１００分の１１０」を「１００分の１１５」に，「１００分の４２．５」を「１００分の４７.5」に，「１００分の５２.5」を「１００分の５７.5」に改める。

第２２条中「３９６,７００円」を「３９７,２００円」に，「５４３,４００円」を「５４３,８００円」に改める。

附則第３項中「７７８,３００円」を「７７８,６００円」に改め，附則第８項中「１００分の1.３５」を「１００分の1.４２５」に，「１００分の1.６５」を「１００分の１．７２５」に，「１００分の９０」を「１００分の９５」に，「１００分の１１０」を「１００分の１１５」に改める。

別表第１から別表第５までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表（１）

（単位　円）

職員の区分 ＼ 職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	154,500	210,800	262,400	286,900	313,700	350,300	392,800	439,000
	2	155,900	212,700	264,300	289,100	315,800	352,800	395,200	441,900
	3	157,200	214,500	266,100	291,300	318,100	355,100	397,600	444,800
	4	158,500	216,500	268,200	293,400	320,200	357,600	399,900	447,700
	5	159,800	218,200	269,900	295,300	322,400	359,400	401,700	450,600
	6	161,300	220,000	271,800	297,600	324,400	361,900	403,900	453,400
	7	162,900	221,700	273,700	299,900	326,500	364,100	405,900	456,300
	8	164,500	223,500	275,800	302,100	328,700	366,500	408,100	459,300
	9	165,800	225,100	277,800	304,000	330,600	368,800	410,000	461,900
	10	167,300	226,800	279,700	306,200	332,700	371,400	412,000	464,800
	11	168,800	228,500	281,800	308,400	334,700	374,000	414,000	467,700
	12	170,300	230,200	283,800	310,700	336,900	376,600	416,000	470,700
	13	171,800	231,700	285,800	312,800	338,600	378,900	417,700	473,200
	14	174,500	233,300	287,900	314,900	340,600	381,100	419,400	475,400
	15	177,100	234,800	289,900	317,100	342,500	383,200	421,300	477,700
	16	179,700	236,400	291,900	319,100	344,500	385,600	423,300	479,900
	17	182,500	237,800	293,700	321,000	346,200	387,300	425,100	481,900
	18	184,200	239,500	295,700	323,000	348,100	389,200	426,800	483,200
	19	185,800	241,000	297,800	325,000	349,900	391,100	428,600	484,600
	20	187,500	242,700	299,800	327,000	351,800	392,800	430,200	486,000
	21	189,000	243,900	301,700	328,700	353,700	394,700	431,900	487,100
	22	190,700	245,400	303,800	330,800	355,500	396,400	433,400	488,500
	23	192,600	247,000	305,800	332,700	357,500	398,100	434,700	489,900
	24	194,300	248,400	307,900	334,800	359,400	400,000	436,200	491,300
	25	195,900	249,900	309,600	336,200	361,300	401,700	437,500	492,400
	26	197,700	251,400	311,700	338,100	363,200	403,200	438,800	493,400
	27	199,500	252,700	313,700	340,000	365,100	404,600	440,000	494,600
	28	201,300	254,100	315,700	341,900	367,100	406,200	441,200	495,700
	29	202,900	255,700	317,400	343,500	368,600	407,700	442,100	496,700
	30	204,700	257,300	319,300	345,300	370,400	409,000	442,800	497,600
	31	206,500	259,000	321,400	347,200	372,100	410,200	443,600	498,400
	32	208,300	260,800	323,500	349,000	373,700	411,400	444,200	499,300
	33	209,900	262,400	324,700	350,900	375,500	412,600	444,900	500,100
	34	211,700	264,200	326,700	352,700	376,800	413,800	445,700	500,900
	35	213,600	265,900	328,600	354,500	378,300	415,100	446,400	501,600
	36	215,400	267,600	330,700	356,200	379,900	416,200	446,900	502,100
	37	216,800	269,600	332,600	357,500	381,300	417,400	447,400	502,700
	38	218,600	271,500	334,500	358,800	382,400	418,200	448,000	503,300
	39	220,300	273,300	336,500	360,200	383,600	418,900	448,600	504,100
	40	222,200	275,100	338,400	361,600	384,700	419,700	449,200	504,700
	41	223,900	276,800	340,300	362,900	385,800	420,300	449,600	505,100
	42	225,600	278,700	342,200	363,800	387,000	421,000	450,100	505,700
	43	227,200	280,600	344,000	364,900	388,100	421,700	450,500	506,500
	44	228,800	282,400	345,900	366,000	389,200	422,300	450,800	507,000
	45	230,200	283,900	347,400	366,800	389,900	423,100	451,100	507,500
	46	231,900	285,800	348,800	367,700	390,600	423,900	451,600	508,100
	47	233,600	287,600	350,300	368,600	391,300	424,300	451,900	508,900
	48	235,200	289,500	351,800	369,500	392,000	424,900	452,200	509,400
	49	236,300	291,100	353,400	370,400	392,600	425,400	452,500	509,900
	50	237,800	292,800	354,200	371,100	393,100	425,800	453,000	510,500
	51	239,200	294,600	355,400	371,900	393,600	426,200	453,400	511,300

	52	240,500	296,500	356,400	372,700	394,000	426,600	453,700	511,800
	53	241,800	298,000	357,300	373,400	394,400	427,000	454,000	512,300
	54	243,100	299,700	358,400	374,100	394,700	427,400	454,400	
	55	244,100	301,200	359,200	374,800	395,000	427,800	454,800	
	56	245,300	302,800	360,300	375,500	395,300	428,000	455,100	
	57	246,600	304,400	361,200	376,000	395,600	428,300	455,400	
	58	247,700	306,100	361,900	376,600	395,900	428,700		
	59	248,900	307,700	362,600	377,200	396,200	429,000		
	60	250,200	309,500	363,300	377,900	396,500	429,300		
	61	251,100	310,400	363,700	378,300	396,800	429,600		
	62	252,600	311,900	364,300	379,000	397,100	430,000		
	63	254,000	313,400	365,000	379,600	397,400	430,300		
	64	255,400	315,000	365,700	380,200	397,700	430,600		
	65	256,800	316,600	366,000	380,600	398,000	430,800		
	66	258,200	318,200	366,700	381,200	398,300	431,200		
	67	259,600	319,800	367,400	381,800	398,600	431,500		
	68	260,900	321,300	368,100	382,400	398,800	431,800		
	69	262,100	322,900	368,400	382,800	399,000	432,100		
	70	263,500	324,100	369,000	383,300	399,300	432,500		
	71	264,900	325,300	369,700	383,800	399,600	432,800		
	72	266,200	326,500	370,300	384,300	399,900	433,100		
	73	267,300	327,200	370,600	384,600	400,100	433,400		
	74	268,400	328,100	371,200	385,000	400,400			
	75	269,700	328,900	371,900	385,400	400,700			
	76	271,000	329,700	372,500	385,800	400,900			
	77	272,000	330,600	372,900	386,100	401,100			
	78	273,200	331,000	373,400	386,400	401,400			
	79	274,500	331,700	374,000	386,700	401,700			
	80	275,800	332,500	374,500	387,000	401,900			
	81	276,700	333,300	375,000	387,200	402,100			
	82	277,700	334,000	375,600	387,500	402,400			
	83	278,600	334,700	376,100	387,800	402,700			
	84	279,700	335,400	376,400	388,000	402,900			
	85	280,800	336,000	376,800	388,200	403,100			
	86	281,800	336,600	377,300	388,500	403,400			
	87	282,800	337,100	377,700	388,800	403,700			
	88	283,800	337,700	378,100	389,000	403,900			
	89	284,300	338,000	378,500	389,200	404,100			
	90	285,200	338,500	379,000	389,500	404,300			
	91	285,900	338,900	379,400	389,800	404,600			
	92	286,800	339,400	379,800	390,000	404,800			
	93	287,800	339,800	380,100	390,200	405,000			
	94	288,600	340,300	380,600	390,500	405,300			
	95	289,400	340,800	381,000	390,800	405,600			
	96	290,200	341,300	381,400	391,000	405,800			
	97	291,000	341,600	381,700	391,200	406,000			
	98		342,000	382,200	391,500				
	99		342,500	382,600	391,800				
	100		342,900	383,000	392,000				
	101		343,200	383,300	392,200				
	102		343,600	383,800	392,500				
	103		344,100	384,200	392,800				
	104		344,500	384,600	393,000				

	105		344,700	384,900	393,200				
	106		345,100	385,400	393,500				
	107		345,600	385,800	393,800				
	108		346,000	386,200	394,000				
	109		346,200	386,500	394,200				
	110		346,600	387,000	394,500				
	111		347,000	387,400	394,800				
	112		347,300	387,800	395,000				
	113		347,600	388,100	395,200				
	114		348,000						
	115		348,400						
	116		348,800						
	117		349,400						
	118		349,800						
	119		350,200						
	120		350,600						
	121		351,100						
	122		351,500						
	123		351,800						
	124		352,100						
	125		352,600						
再任用職員		190,900	218,800	259,400	279,100	294,400	320,200	362,500	396,100

備考　この表は，他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし，第２２条に規定する職員を除く。

別表第２（第３条関係）

行政職給料表（２）

（単位　円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	145,500	159,800	194,900	262,400	286,900
	2	146,600	161,300	197,000	264,300	289,100
	3	147,800	162,900	199,000	266,100	291,300
	4	148,900	164,500	201,100	268,200	293,400
	5	150,000	165,800	203,100	269,900	295,300
	6	151,100	167,300	205,100	271,800	297,600
	7	152,300	168,800	207,000	273,700	299,900
	8	153,400	170,300	209,000	275,800	302,100
	9	154,500	171,800	210,800	277,800	304,000
	10	155,900	174,500	212,700	279,700	306,200
	11	157,200	177,100	214,500	281,800	308,400
	12	158,500	179,700	216,500	283,800	310,700
	13	159,800	182,500	218,200	285,800	312,800
	14	161,300	184,200	220,000	287,900	314,900
	15	162,900	185,800	221,700	289,900	317,100
	16	164,500	187,500	223,500	291,900	319,100
	17	165,800	189,000	225,100	293,700	321,000
	18	167,300	190,700	226,800	295,700	323,000

	19	168,800	192,600	228,500	297,800	325,000
	20	170,300	194,300	230,200	299,800	327,000
	21	171,800	195,900	231,700	301,700	328,700
	22	174,500	197,700	233,300	303,800	330,800
	23	177,100	199,500	234,800	305,800	332,700
	24	179,700	201,300	236,400	307,900	334,800
	25	182,500	202,900	237,800	309,600	336,200
	26	184,200	204,700	239,500	311,700	338,100
	27	185,800	206,500	241,000	313,700	340,000
	28	187,500	208,300	242,700	315,700	341,900
	29	189,000	209,900	243,900	317,400	343,500
	30	190,700	211,700	245,400	319,300	345,300
	31	192,600	213,600	247,000	321,400	347,200
	32	194,300	215,400	248,400	323,500	349,000
	33	195,900	216,800	249,900	324,700	350,900
	34	197,300	218,600	251,400	326,700	352,700
	35	198,800	220,300	252,700	328,600	354,500
	36	200,300	222,200	254,100	330,700	356,200
	37	201,600	223,900	255,700	332,600	357,500
	38	203,000	225,600	257,300	334,500	358,800
	39	204,200	227,200	259,000	336,500	360,200
	40	205,500	228,800	260,800	338,400	361,600
	41	206,800	230,200	262,400	340,300	362,900
	42	208,100	231,900	264,200	342,200	363,800
	43	209,400	233,600	265,900	344,000	364,900
	44	210,700	235,200	267,600	345,900	366,000
	45	211,800	236,300	269,600	347,400	366,800
	46	213,200	237,800	271,500	348,800	367,700
	47	214,500	239,200	273,300	350,300	368,600
	48	215,800	240,500	275,100	351,800	369,500
	49	216,900	241,800	276,800	353,400	370,400
	50	218,000	243,100	278,700	354,200	371,100
	51	219,000	244,100	280,600	355,400	371,900
	52	220,100	245,300	282,400	356,400	372,700
	53	221,200	246,600	283,900	357,300	373,400
	54	222,300	247,700	285,800	358,400	374,100
	55	223,200	248,900	287,600	359,200	374,800
	56	224,200	250,200	289,500	360,300	375,500
	57	224,600	251,100	291,100	361,200	376,000
	58	225,500	252,600	292,800	361,900	376,600
	59	226,300	254,000	294,600	362,600	377,200
	60	227,100	255,400	296,500	363,300	377,900
	61	227,800	256,800	298,000	363,700	378,300
	62	228,800	258,200	299,700	364,300	379,000
	63	229,600	259,600	301,200	365,000	379,600
	64	230,500	260,900	302,800	365,700	380,200
	65	231,200	262,100	304,400	366,000	380,600
	66	232,000	263,500	306,100	366,700	381,200
	67	233,000	264,900	307,700	367,400	381,800
	68	234,000	266,200	309,500	368,100	382,400
	69	234,700	267,300	310,400	368,400	382,800
	70	235,400	268,400	311,900	369,000	383,300
	71	236,000	269,700	313,400	369,700	383,800

72	236,800	271,000	315,000	370,300	384,300
73	237,600	272,000	316,600	370,600	384,600
74	238,300	273,200	318,200	371,200	385,000
75	239,000	274,500	319,800	371,900	385,400
76	239,600	275,800	321,300	372,500	385,800
77	240,300	276,700	322,900	372,900	386,100
78	241,100	277,700	324,100	373,400	386,400
79	241,900	278,600	325,300	374,000	386,700
80	242,700	279,700	326,500	374,500	387,000
81	243,200	280,800	327,200	375,000	387,200
82	243,900	281,800	328,100	375,600	387,500
83	244,600	282,800	328,900	376,100	387,800
84	245,300	283,800	329,700	376,400	388,000
85	245,900	284,300	330,600	376,800	388,200
86	246,600	285,200	331,000	377,300	388,500
87	247,300	285,900	331,700	377,700	388,800
88	248,000	286,800	332,500	378,100	389,000
89	248,500	287,800	333,300	378,500	389,200
90	249,000	288,600	334,000	379,000	389,500
91	249,300	289,400	334,700	379,400	389,800
92	249,700	290,200	335,400	379,800	390,000
93	250,000	291,000	336,000	380,100	390,200
94		291,500	336,600	380,600	390,500
95		291,900	337,100	381,000	390,800
96		292,400	337,700	381,400	391,000
97		292,600	338,000	381,700	391,200
98		293,000	338,500	382,200	391,500
99		293,200	338,900	382,600	391,800
100		293,600	339,400	383,000	392,000
101		293,800	339,800	383,300	392,200
102		294,000	340,300	383,800	392,500
103		294,400	340,800	384,200	392,800
104		294,700	341,300	384,600	393,000
105		295,000	341,600	384,900	393,200
106			342,000	385,400	393,500
107			342,500	385,800	393,800
108			342,900	386,200	394,000
109			343,200	386,500	394,200
110			343,600	387,000	394,500
111			344,100	387,400	394,800
112			344,500	387,800	395,000
113			344,700	388,100	395,200
114			345,100	388,300	
115			345,600	388,500	
116			346,000	388,700	
117			346,200	388,900	
118			346,600	389,100	
119			347,000	389,300	
120			347,300	389,500	
121			347,600	389,700	
122			348,000	389,900	
123			348,400	390,100	
124			348,800	390,300	

	125			349,400	390,500	
	126			349,800	390,700	
	127			350,200	390,900	
	128			350,600	391,100	
	129			351,100	391,300	
	130			351,500	391,500	
	131			351,800	391,700	
	132			352,100	391,900	
	133			352,600	392,100	
	134				392,300	
	135				392,500	
	136				392,700	
	137				392,900	
再任用職員		190,900	218,800	259,400	279,100	294,400

備考　この表は，ごみの収集，機器の運転操作その他の規則で定める業務に従事する職員に適用する。

別表第３（第３条関係）

医療職給料表（１）

（単位　円）

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	275,300	336,400	376,100	474,000	540,900
2	279,300	339,400	379,200	476,300	544,200
3	283,400	342,300	382,400	478,500	547,500
4	287,400	345,400	385,400	480,800	550,800
5	291,200	348,100	388,200	483,100	553,900
6	295,300	351,400	391,200	485,300	557,100
7	299,200	354,600	394,200	487,500	560,300
8	303,200	357,700	397,100	489,700	563,500
9	306,900	360,500	399,800	491,700	566,500
10	310,500	363,400	402,800	493,800	569,600
11	314,100	366,600	405,700	495,900	572,700
12	317,700	369,800	408,500	498,000	575,800
13	321,300	372,700	411,100	500,100	578,700
14	325,100	376,400	413,800	502,200	581,100
15	328,600	379,600	416,600	504,400	583,500
16	332,100	383,300	419,300	506,500	585,900
17	335,700	387,000	421,500	508,600	588,100
18	338,500	389,700	424,300	510,600	589,600
19	341,100	392,500	426,900	512,600	591,100
20	343,800	395,300	429,600	514,600	592,600
21	346,600	398,100	432,000	516,400	594,100
22	348,700	400,700	434,500	518,200	595,200
23	350,900	403,300	436,900	520,100	596,300
24	353,300	405,800	439,400	522,000	597,200
25	355,600	407,800	441,400	523,800	598,400
26	358,000	410,100	443,900	525,600	599,400

27	360,200	412,300	446,200	527,400	600,400
28	362,700	414,700	448,600	529,200	601,400
29	365,000	417,000	450,100	530,800	602,400
30	367,400	419,100	452,500	532,600	603,400
31	369,800	421,100	454,800	534,400	604,400
32	372,000	423,200	457,100	536,200	605,400
33	374,400	425,200	459,100	537,800	606,400
34	375,800	427,000	461,400	539,600	607,400
35	377,300	428,800	463,700	541,300	608,400
36	378,700	430,800	466,000	543,200	609,400
37	379,900	432,700	468,100	544,800	610,400
38	381,300	434,800	470,400	546,400	611,400
39	382,800	436,700	472,700	547,800	612,400
40	384,400	438,700	474,900	549,400	613,400
41	385,500	440,500	476,900	550,900	614,400
42	386,500	442,300	479,000	552,300	615,400
43	387,500	444,000	481,100	553,700	616,400
44	388,300	445,900	483,300	555,000	617,400
45	389,200	447,700	485,400	556,200	618,400
46	390,100	449,500	487,200	557,200	619,400
47	390,800	451,300	489,000	558,200	620,400
48	391,700	453,000	490,800	559,200	621,400
49	392,400	454,900	492,500	560,200	622,400
50	393,300	456,600	494,300	561,100	623,400
51	394,200	458,400	496,100	562,000	624,400
52	395,000	460,200	497,900	563,000	625,400
53	395,500	462,100	499,500	563,800	626,400
54	396,000	463,300	501,200	564,700	627,400
55	396,400	464,600	503,100	565,600	628,400
56	396,900	465,800	504,900	566,500	629,400
57	397,200	467,000	506,500	567,400	630,400
58		468,000	507,800	568,300	631,400
59		469,000	509,100	569,200	632,400
60		470,000	510,400	569,900	633,400
61		470,800	511,400	570,800	634,400
62		471,500	512,700	571,700	635,400
63		472,200	514,000	572,600	636,400
64		472,900	515,300	573,500	637,400
65		473,600	516,300	574,400	638,400
66		474,300	517,100	575,300	
67		475,100	517,900	576,200	
68		475,700	518,700	577,100	
69		476,000	519,600	578,000	
70		476,700	520,400	578,900	
71		477,400	521,300	579,800	
72		478,100	522,100	580,700	
73		478,500	523,100	581,600	
74		479,100	524,000	582,500	
75		479,800	524,700	583,500	
76		480,500	525,600	584,400	
77		480,900	526,500	585,300	
78		481,500	527,300	586,200	
79		482,100	528,200	587,100	

80		482,600	529,100	588,000	
81		483,200	529,900	588,900	
82		483,700	530,800	589,800	
83		484,200	531,700	590,700	
84		484,800	532,400	591,600	
85		485,200	533,200	592,500	
86		485,800	534,100	593,400	
87		486,200	535,000	594,300	
88		486,700	535,900	595,200	
89		487,200	536,700	596,100	
90		487,800	537,600	597,000	
91		488,400	538,500	597,900	
92		488,800	539,400	598,800	
93		489,300	540,200	599,700	
94		489,900	541,100		
95		490,500	542,000		
96		491,100	543,000		
97		491,600	543,800		

備考　この表は，医師及び歯科医師に適用する。

別表第４（第３条関係）

医療職給料表（２）

（単位　円）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	177,400	217,100	249,900	279,300	321,300	335,500	363,700	428,500
	2	179,300	218,800	251,100	281,200	323,300	337,700	366,400	431,100
	3	181,100	220,500	252,300	283,400	325,500	339,700	368,900	433,500
	4	183,100	222,200	253,700	285,500	327,600	341,900	371,600	436,100
	5	185,000	223,700	254,900	287,600	329,400	343,700	373,900	438,400
	6	186,500	225,300	256,200	289,700	331,500	345,800	376,600	440,900
	7	188,000	226,900	257,400	291,800	333,500	347,900	379,100	443,300
	8	189,500	228,600	258,500	293,900	335,700	350,000	381,800	445,800
	9	191,100	230,000	259,800	295,900	337,400	351,500	383,800	448,100
	10	192,500	231,600	260,800	298,100	339,500	353,500	386,100	450,500
	11	194,000	233,100	261,800	300,200	341,600	355,400	388,200	453,000
	12	195,400	234,700	262,800	302,400	343,600	357,400	390,400	455,400
	13	196,900	235,800	264,100	304,400	345,100	359,200	392,400	457,800
	14	198,100	237,300	265,400	306,300	347,100	361,200	394,400	459,300
	15	199,400	238,700	267,000	308,400	348,900	363,200	396,400	460,600
	16	200,700	239,900	268,400	310,400	350,900	365,200	398,400	461,800
	17	202,200	241,500	270,000	312,400	352,700	367,000	400,200	463,000
	18	203,600	243,000	271,800	314,400	354,600	369,000	402,100	464,300
	19	204,900	244,200	273,600	316,500	356,600	371,100	404,000	465,500
	20	206,300	245,600	275,400	318,600	358,600	373,200	406,100	466,800
	21	207,400	246,500	277,200	320,300	360,300	374,600	407,800	468,000
	22	208,700	247,700	279,000	322,300	362,300	376,400	409,400	469,400
	23	210,000	248,900	280,800	324,100	364,400	378,200	411,000	470,700
	24	211,300	250,100	282,600	326,100	366,400	379,900	412,400	471,900

	25	214,100	251,500	284,400	327,800	367,800	381,700	413,900	473,300
	26	215,700	252,500	286,300	329,700	369,600	383,200	415,200	474,600
	27	217,400	253,500	288,200	331,700	371,300	384,800	416,500	475,900
	28	219,100	254,600	290,000	333,700	373,000	386,500	417,700	477,300
	29	220,400	255,900	291,700	335,000	374,800	387,800	419,000	478,700
	30	221,900	257,200	293,500	336,800	376,200	389,100	420,200	479,800
	31	223,400	258,600	295,300	338,500	377,800	390,400	421,400	480,800
	32	224,900	260,100	297,300	340,300	379,500	391,600	422,400	481,900
	33	226,300	261,500	299,000	342,000	380,800	392,700	423,600	483,000
	34	227,700	263,200	300,700	343,800	382,000	393,900	424,800	483,900
	35	229,000	264,900	302,500	345,700	383,300	395,000	426,000	484,800
	36	230,300	266,500	304,300	347,500	384,500	396,100	427,100	485,600
	37	231,600	267,900	305,600	349,300	385,600	396,900	428,400	486,600
	38	233,100	269,800	307,300	351,000	386,800	397,700	429,200	487,500
	39	234,600	271,500	308,800	352,600	387,800	398,500	429,600	488,400
	40	236,000	273,200	310,500	354,300	388,900	399,300	430,300	489,300
	41	237,100	274,700	312,200	355,500	389,700	399,700	430,800	490,200
	42	238,400	276,400	313,900	356,600	390,500	400,400	431,200	491,100
	43	239,400	278,100	315,500	357,800	391,300	400,900	431,500	492,000
	44	240,700	279,700	317,200	359,000	392,100	401,300	431,900	492,900
	45	242,100	281,200	318,100	360,100	392,500	401,700	432,300	493,900
	46	243,500	282,900	319,500	360,900	393,000	402,000	432,700	494,800
	47	244,600	284,600	321,000	362,100	393,500	402,300	433,100	495,600
	48	245,900	286,300	322,700	363,200	393,900	402,600	433,400	496,500
	49	247,200	287,800	324,100	364,200	394,300	402,900	433,700	497,500
	50	248,300	289,500	325,400	365,200	394,600	403,200	434,100	
	51	249,500	291,200	326,600	366,200	394,900	403,500	434,400	
	52	250,600	292,800	327,900	367,200	395,200	403,800	434,700	
	53	251,700	294,000	329,000	368,000	395,500	404,100	435,000	
	54	253,200	295,700	330,000	368,800	395,800	404,400	435,400	
	55	254,700	297,000	331,100	369,700	396,100	404,700	435,700	
	56	256,000	298,600	332,100	370,600	396,400	405,100	436,000	
	57	257,600	299,900	332,600	371,100	396,700	405,300	436,200	
	58	259,000	301,400	333,500	371,900	397,000	405,600	436,600	
	59	260,400	302,800	334,300	372,700	397,300	405,900	436,900	
	60	261,700	304,300	335,200	373,500	397,700	406,200	437,200	
	61	262,900	305,300	336,100	373,900	397,900	406,400	437,500	
	62	264,300	306,500	336,400	374,600	398,200	406,700	437,900	
	63	265,700	307,700	337,000	375,300	398,500	407,000	438,200	
	64	267,000	309,200	337,700	376,000	398,700	407,300	438,500	
	65	267,800	310,500	338,300	376,400	398,900	407,500	438,800	
	66	269,100	311,700	339,000	377,000	399,200	407,800		
	67	270,400	313,000	339,700	377,700	399,500	408,100		
	68	271,700	314,200	340,400	378,300	399,800	408,400		
	69	272,700	315,600	341,100	378,700	400,000	408,600		
	70	273,900	316,400	341,600	379,200	400,300	408,900		
	71	275,200	317,200	342,200	379,700	400,600	409,200		
	72	276,500	318,000	342,800	380,200	400,900	409,500		
	73	277,300	318,600	343,100	380,800	401,100	409,700		
	74	278,400	319,300	343,700	381,300	401,400	410,000		
	75	279,300	320,000	344,200	381,900	401,700	410,300		
	76	280,400	320,600	344,800	382,500	402,000	410,600		
	77	281,400	321,300	345,300	383,000	402,200	410,800		

	78	282,400	321,500	345,800	383,500	402,500	411,100		
	79	283,600	322,100	346,300	384,000	402,800	411,400		
	80	284,700	322,800	346,700	384,500	403,100	411,700		
	81	285,300	323,400	347,000	384,800	403,300	411,900		
	82	286,000	323,900	347,300	385,300	403,600	412,200		
	83	286,500	324,400	347,700	385,700	403,900	412,500		
	84	287,300	324,900	348,000	386,100	404,200	412,800		
	85	288,100	325,500	348,500	386,500	404,300	413,000		
	86		326,000	348,800	387,000	404,600	413,300		
	87		326,400	349,100	387,400	404,900	413,600		
	88		326,900	349,500	387,800	405,200	413,900		
	89		327,400	349,900	388,200	405,400	414,100		
	90		327,800	350,200	388,700	405,700			
	91		328,000	350,600	389,100	406,000			
	92		328,400	350,900	389,500	406,300			
	93		328,800	351,300	389,900	406,500			
	94		329,200	351,600					
	95		329,600	351,900					
	96		330,000	352,200					
	97		330,300	352,500					
	98		330,500	352,900					
	99		330,900	353,300					
	100		331,200	353,700					
	101		331,400	354,200					
	102			354,600					
	103			355,000					
	104			355,400					
	105			355,900					
再任用職員		190,900	217,800	246,300	259,800	285,300	322,800	365,000	426,500

備考　この表は，市民病院等に勤務する薬剤師，栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第５（第３条関係）

医療職給料表（３）

（単位　円）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	177,200	211,200	248,300	261,700	284,500	328,500	366,700
	2	178,900	212,600	249,600	262,700	286,300	330,600	369,200
	3	180,500	214,000	250,700	263,600	288,100	332,600	371,900
	4	182,000	215,200	252,100	264,700	290,000	334,800	374,400
	5	183,600	216,700	253,100	265,300	291,700	336,800	376,600
	6	185,600	218,100	254,200	266,300	293,500	338,800	378,900
	7	187,600	219,600	255,100	267,100	295,400	340,900	381,200
	8	189,700	220,800	256,000	268,100	297,200	343,000	383,400
	9	191,900	222,200	257,200	269,200	299,000	344,500	385,400
	10	194,000	223,800	258,300	270,000	300,900	346,500	387,400

	11	196,100	225,300	259,200	271,100	302,700	348,400	389,600
	12	198,300	226,800	260,200	272,300	304,600	350,400	391,900
	13	200,400	228,000	260,800	273,600	306,100	352,300	393,700
	14	202,600	229,700	261,700	274,800	307,700	354,400	395,700
	15	204,900	231,500	262,700	276,000	309,500	356,500	397,800
	16	207,100	233,200	263,600	277,400	311,300	358,400	400,000
	17	209,100	234,500	264,500	278,700	313,000	360,400	401,900
	18	210,500	236,200	265,500	280,100	314,600	362,400	404,100
	19	211,700	238,000	266,400	281,400	316,300	364,500	406,300
	20	213,000	239,700	267,500	282,700	318,000	366,600	408,300
	21	214,200	241,300	268,700	284,300	319,300	368,300	410,200
	22	215,300	242,700	269,800	285,900	320,800	370,400	412,000
	23	216,700	244,100	271,000	287,400	322,300	372,500	413,800
	24	217,900	245,200	272,200	288,800	323,800	374,500	415,700
	25	219,200	246,400	273,400	290,100	325,200	376,500	417,300
	26	220,500	247,500	274,900	291,900	326,600	378,100	418,900
	27	221,800	248,400	276,600	293,700	328,100	379,900	420,600
	28	223,100	249,500	278,000	295,400	329,700	381,800	422,100
	29	224,400	250,500	279,600	296,700	330,800	383,600	423,400
	30	225,800	251,600	281,100	298,300	332,300	385,300	424,700
	31	227,100	252,500	282,400	299,900	333,700	387,200	426,300
	32	228,500	253,600	283,800	301,600	335,200	389,000	427,700
	33	229,400	254,100	285,400	303,000	336,800	390,700	429,400
	34	230,900	255,000	286,800	304,500	338,300	392,400	431,000
	35	232,300	255,900	288,300	306,100	339,800	394,200	432,300
	36	233,700	256,800	289,700	307,700	341,300	395,900	433,700
	37	234,900	257,700	291,000	309,000	343,000	397,500	434,800
	38	236,300	258,700	292,600	310,400	344,600	399,100	436,100
	39	237,700	259,600	294,100	311,800	346,100	400,900	437,300
	40	239,000	260,600	295,700	313,400	347,700	402,700	438,700
	41	240,000	261,600	297,000	314,900	348,900	404,200	439,700
	42	241,100	262,700	298,400	316,300	350,400	405,700	440,400
	43	242,100	264,000	300,000	317,700	351,900	407,200	441,100
	44	243,200	265,200	301,500	319,200	353,300	408,500	441,700
	45	244,200	266,300	302,600	320,000	354,900	409,600	442,600
	46	245,300	267,800	303,900	321,500	355,900	410,700	443,300
	47	246,300	269,200	305,100	322,900	357,400	411,800	444,100
	48	247,300	270,700	306,500	324,400	358,600	413,000	444,900
	49	248,000	272,200	308,000	325,500	360,000	414,300	445,600
	50	249,000	273,800	309,300	326,900	361,400	415,400	446,200
	51	249,700	275,300	310,700	328,200	362,700	416,600	446,900
	52	250,800	276,800	312,100	329,500	364,100	417,700	447,700
	53	251,700	278,300	312,900	330,900	365,600	418,800	448,500
	54	252,700	279,800	314,100	332,300	366,800	419,800	449,300
	55	253,500	281,300	315,300	333,700	367,900	420,900	450,000
	56	254,500	282,600	316,800	335,000	369,100	422,000	450,700
	57	255,400	284,000	317,900	335,900	370,200	423,100	451,400
	58	256,300	285,600	319,200	337,200	371,100	423,600	452,200
	59	257,500	287,100	320,500	338,400	372,100	424,200	452,900
	60	258,400	288,600	321,700	339,700	373,100	424,600	453,600
	61	259,200	289,700	323,000	340,800	373,700	425,200	454,400
	62	260,300	291,300	324,400	341,700	374,500	425,700	455,200
	63	261,400	292,800	325,700	342,900	375,300	426,100	455,800

	64	262,500	294,200	327,000	344,200	376,100	426,600	456,500
	65	264,000	295,200	327,700	345,300	376,800	427,200	457,300
	66	265,300	296,600	328,800	346,500	377,500	427,600	458,100
	67	266,600	297,900	329,900	347,700	378,200	427,900	458,800
	68	267,800	299,200	330,800	348,800	378,900	428,200	459,500
	69	268,800	300,600	332,200	349,800	379,500	428,600	460,300
	70	269,900	301,900	332,900	350,800	380,100	429,000	
	71	271,300	303,100	334,000	351,900	380,800	429,300	
	72	272,500	304,500	335,200	353,000	381,400	429,600	
	73	273,400	305,000	336,300	353,800	382,100	430,000	
	74	274,400	306,200	337,500	354,900	382,600	430,400	
	75	275,500	307,300	338,600	356,000	383,200	430,700	
	76	276,600	308,500	339,800	357,100	383,700	431,000	
	77	277,500	309,600	341,000	357,800	384,100	431,400	
	78	278,400	310,800	342,100	358,600	384,700	431,800	
	79	279,500	312,100	343,100	359,400	385,200	432,100	
	80	280,600	313,200	344,200	360,100	385,500	432,400	
	81	281,400	314,500	345,100	360,700	385,800	432,800	
	82	282,300	315,700	346,100	361,300	386,300		
	83	283,100	316,900	347,000	361,900	386,700		
	84	284,200	318,200	348,000	362,400	387,000		
	85	285,100	319,000	349,100	363,000	387,300		
	86	286,100	319,700	349,900	363,500	387,800		
	87	287,000	320,400	350,700	364,100	388,300		
	88	288,000	321,000	351,500	364,600	388,700		
	89	288,600	321,700	352,100	365,000	389,000		
	90	289,400	322,000	352,700	365,400	389,400		
	91	290,000	322,600	353,400	366,000	389,900		
	92	291,000	323,300	354,000	366,500	390,300		
	93	291,800	323,700	354,400	366,800	390,700		
	94	292,600	324,300	354,800	367,300	391,100		
	95	293,400	325,000	355,300	367,700	391,600		
	96	294,200	325,600	355,700	368,000	392,000		
	97	294,900	326,000	356,200	368,600	392,400		
	98		326,500	356,700	369,100	392,800		
	99		327,000	357,200	369,600	393,300		
	100		327,500	357,600	370,100	393,700		
	101		327,900	357,900	370,700	394,100		
	102		328,300	358,400	371,200	394,500		
	103		328,600	358,800	371,700	395,000		
	104		328,900	359,100	372,100	395,400		
	105		329,300	359,600	372,700	395,800		
	106			360,100	373,200	396,200		
	107			360,600	373,700	396,700		
	108			361,100	374,200	397,100		
	109			361,600	374,800	397,500		
	110			362,100	375,200			
	111			362,600	375,700			
	112			363,000	376,200			
	113			363,400	376,800			
	114			363,800	377,200			
	115			364,300	377,700			
	116			364,900	378,200			

	117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129			365,300	378,800 379,200 379,700 380,200 380,800 381,200 381,700 382,200 382,800 383,200 383,700 384,200 384,800			
再任用職員		239,000	259,600	266,900	277,200	293,800	331,400	376,500

備考　この表は，市民病院等に勤務する保健師，助産師，看護師，准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第２条　藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条第２項第２号中「及び孫」を削り，同項中第５号を第６号とし，第４号を第５号とし，第３号を第４号とし，第２号の次に次の１号を加える。

(3)　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

第７条第３項を次のとおり改める。

３　扶養手当の月額は，前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者，父母等」という。）については１人につき7,８００円とし，同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１1,２００円とする。

第７条の２第１項中「該当する事実」を「掲げる事実」に改め，同項第１号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に改め，同項第２号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に，「前条第２項第２号又は第４号」を「扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号」に改め，同項第３号及び第４号を削り，同条第２項中「扶養親族がない職員に前項第１号に掲げる事実が生じた場合において」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときは」に改め，同条第３項を次のように改める。

３　扶養手当は，次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては，その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は，第１号に掲

げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第１７条第２項中「，６月１日に在職する職員に支給する場合においては１００分の１２２．５，１２月１日に在職する職員に支給する場合においては１００分の１３７.5を乗じて得た額」を「１００分の１３０」に，「6月１日に在職する職員に支給する場合においては１００分の１０２.5，１２月１日に在職する職員に支給する場合においては１００分の１１７.5を乗じて得た額）」を「１００分の１１０）を乗じて得た額」に改め，同条第３項中「１００分の１２２.5」を「１００分の１３０」に，「１００分の６５」を「１００分の７２．５」に，「「１００分の１３７.5」とあるのは「１００分の８０」と，「１００分の１０２.5」とあるのは「１００分の５５」と，「１００分の１１７.5」とあるのは「１００分の７０」」を「「１００分の１１０」とあるのは「１００分の６２.5」」に改める。

第１８条第２項中「１００分の９５」を「１００分の９２.5」に，「１００分の１１５」を「１００分の１１２.5」に，「１００分の４７.5」を「１００分の４５」に，「１００分の５７.5」を「１００分の５５」に改める。

（藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成３０年藤沢市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条のうち第１７条の改正規定中「「場合においては」を「場合には」に改め，」を削る。

（藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第４条　藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１６年藤沢市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表中「３７３,０００」を「３７４,０００」に，「４２１,０００」

を「４２２，０００」に，「４７１，０００」を「４７２，０００」に，「５３２,０００」を「５３３,０００」に，「６０７,０００」を「６０８,０００」に，「７０９，０００」を「７１０，０００」に，「８２９，０００」を「８３０,０００」に改め，同条第４項中「規則の定める」を「規則で定める」に改める。

第８条第２項中「「１００分の１６５」とする」を「「１００分の１７０」とする」に改める。

第５条　藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「「１００分の１２２.5」とあるのは「１００分の１６５」と，「１００分の１３７.５」とあるのは「１００分の１７０」」を「「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１６７.5」」に改める。

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第６条　藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和３１年藤沢市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「６３８,０００円」を「６３８,４００円」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は，公布の日から施行する。ただし，第２条，第５条及び第６条の規定は，平成３１年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（藤沢市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第１８条第２項及び附則第８項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第４条の規定（藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第８条第２項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は，平成３０年４月１日から適用する。

３　第１条の規定（給与条例第１８条第２項及び附則第８項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第４条の規定（任期付職員条例第８条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は，平成３０年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

４　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては，改正前の給与条例又は改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は，それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

５　平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間における第２条の規定による改正後の給与条例第７条第３項及び第７条の２の規定の適用については，第７条第３項中「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者，父母等」という。）については１人につき7,８００円とし，同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１１,２００円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０,７００円，同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき9,４００円（職員に配偶者がない場合にあつては，そのうち１人については１１,２００円），同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき7,８００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては，そのうち１人については9,４００円）」と，第７条の２第１項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において，その職員に配偶者がないときは，その旨を含む。）」と，「(2)　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が，満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは，

「(2)　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が，満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

(3)　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第１号に該当する場合を除く。）　　」

と，同条第３項中「においては，その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては，これらの」と，「その日が」とあるのは「これらの日が」と，同項ただし書中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。），扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

提案理由

この条例を提出したのは，国家公務員の給与改定に準じて，本市の一般職の職員の給与の改定措置を講ずる必要による。

議案第７０号

藤沢市手数料条例の一部改正について

藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

第１条　藤沢市手数料条例（平成１２年藤沢市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

別表第４の１の表中「及び建築基準法施行令」を「，建築基準法施行令」に改め，「「令」という。）」の次に「及び藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市条例第３９号。以下この表において「地区計画条例」という。）」を加え，同表４の項から７の項までの規定中「第１８条第１４項」を「第１８条第１６項」に改め，同表８の項から１０の項までの規定中「第１８条第１７項」を「第１８条第１９項」に改め，同表１３の項中「第４２条第１項第５号」を「第４２条第１項第２号，第３号及び第５号，第２項並びに第３項」に改め，同表３４の項中「第６７条の２第３項第２号」を「第６７条の３第３項第２号」に改め，同表３５の項中「第６７条の２第５項第２号」を「第６７条の３第５項第２号」に改め，同表３６の項中「第６７条の２第９項第２号」を「第６７条の３第９項第２号」に改め，同表中６７の項を７１の項とし，６６の項を７０の項とし，６５の項を６９の項とし，６４の項の次に次の４項を加える。

６５	地区計画条例第４条第１項ただし書の規定による地区整備計画区域内における建築物の用途の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円
６６	地区計画条例第８条第１項ただし書の規定による地区整備計画区域内における建築物等の高さの最高限度の適用除外に係る許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円

６７	地区計画条例第８条第３項第１号ただし書の規定による地区整備計画区域内における建築物の高さの最高限度の適用除外に係る許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円
６８	地区計画条例第８条第３項第２号ただし書の規定による地区整備計画区域内における建築物の日影による制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円

第２条　藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第４の１の表中「「令」という。）」の次に「，藤沢市建築基準等に関する条例（平成３０年藤沢市条例第１０号。以下この表において「条例」という。）」を加え，同表中７１の項を８１の項とし，６５の項から７０の項までを１０項ずつ繰り下げ，６４の項の次に次の１０項を加える。

６５	建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件（平成１５年国土交通省告示第３０３号）第２号の規定による２以上の居室の認定の申請に対する審査	１件	２７，０００円
６６	条例第６条ただし書の規定による大規模な建築物の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円
６７	条例第９条第２号の規定による地盤面に係る増築の許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円
６８	条例第１１条ただし書の規定による特殊建築物等の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円
６９	条例第１７条ただし書の規定による学校の外壁の位置に係る建築の許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円
７０	条例第２８条第３項の規定による大規模店舗又はマーケットの敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円
７１	条例第３５条第４項の規定による興行場等の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円
７２	条例第４５条の規定による興行場等の建築の許可の申請に対する審査	１件	６７，０００円
７３	条例第５０条ただし書の規定による自動車車庫等の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円
７４	条例第５１条第７項の規定による自動車車庫等の建築の許可の申請に対する審査	１件	２７，０００円

第３条　藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第４の１の表１の項，２の項，４の項から６の項まで，８の項，９の項及び１１の項中「第８７条の２」を「第８７条の４」に改め，同表２３の項中

「第５３条第４項」の次に「又は第５項」を加え，「同条第５項第３号」を「同条第６項第３号」に改め，同表３４の項中「第６７条の３第３項第２号」を「第６７条第３項第２号」に改め，同表３５の項中「第６７条の３第５項第２号」を「第６７条第５項第２号」に改め，同表３６の項中「第６７条の３第９項第２号」を「第６７条第９項第２号」に改め，同表中８１の項を８４の項とし，６４の項から８０の項までを３項ずつ繰り下げ，６３の項の次に次の３項を加える。

６４	法第８７条の２第１項の規定による２以上の工事の全体計画に関する認定又は法第８７条の２第２項において準用する法第８６条の８第３項の規定による当該全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	１件	１２０，０００円
６５	法第８７条の３第５項の規定による建築物を興行場等として使用することに係る許可の申請に対する審査	１件	１２０，０００円
６６	法第８７条の３第６項の規定による建築物を特別興行場等として使用することに係る許可の申請に対する審査	１件	１６０，０００円

附　則

この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条の規定　公布の日

(2)　第２条の規定　平成３１年４月１日

(3)　第３条の規定　建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）の施行の日

提案理由

この条例を提出したのは，藤沢市建築基準等に関する条例に基づく許可の申請に係る手数料を新設すること等に伴い，所要の改正をする必要による。

議案第７１号

藤沢市特別会計条例の一部改正について

藤沢市特別会計条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　　木　　恒　　夫

藤沢市特別会計条例の一部を改正する条例

藤沢市特別会計条例（昭和３９年藤沢市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」を削る。

第２条中第２号を削り，第３号を第２号とし，第４号を第３号とし，第５号を第４号とする。

附　則

１　この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

２　藤沢市柄沢特定土地区画整理事業費特別会計の平成３０年度分の収入，支出及び決算に関しては，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは，藤沢市柄沢特定土地区画整理事業費特別会計を廃止する等の必要による。

議案第７２号

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例の一部改正について

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　　木　　恒　　夫

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例（昭和６２年藤沢市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第６条中「鵠沼東１番２号」を「朝日町１番地の１」に改める。

附　則

この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業の事務所を移転することに伴い，規定の整備をする必要による。

議案第７３号

藤沢市建築基準等に関する条例の一部改正について

藤沢市建築基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

藤沢市建築基準等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　藤沢市建築基準等に関する条例（平成３０年藤沢市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

目次中「第８章　道に関する基準等（第６２条―第６４条）」を

「第８章　道に関する基準等

第１節　道に関する基準及び手続等（第６２条―第６４条）

第２節　協定通路（第６５条―第７０条）」

に，「（第６５条）」を「（第７１条）」に，「第６６条・第６７条」を「第７２条・第７３条」に，「第６８条・第６９条」を「第７４条・第７５条」に，「第７０条―第７３条」を「第７６条―第７９条」に，「第７４条―第７７条」を「第８０条―第８３条」に，「第７８条―第８６条」を「第８４条―第９２条」に，

「第１０章　雑則（第８７条―第９０条）

第１１章　罰則（第９１条―第９４条）」

を

「第１０章　指定確認検査機関（第９３条）

第１１章　雑則（第９４条―第９７条）

第１２章　罰則（第９８条―第１０１条）」

に改める。

第２３条第５項第１号中「木造建築物等」の次に「（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）」を加える。

第２４条第２項及び第３項を削る。

第２９条第１項第２号中「第１１２条第１４項第２号」を「第１１２条第１３項第２号」に改め，同条第３項中「第１１２条第１５項及び第１６項」を「第

１１２条第１４項及び第１５項」に改める。

第３５条第３項中「第１１２条第１４項第２号」を「第１１２条第１３項第２号」に改める。

第４４条第３項中「耐火建築物」の次に「，法第２７条第１項の規定に適合する建築物であってその主要構造部の性能が政令第１１０条第２号に掲げる基準に適合するもの又は１時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物」を加える。

第４９条第１項第２号中「第１１２条第１４項第１号」を「第１１２条第１３項第１号」に改める。

第５２条第３項第１号中「第１１２条第１５項及び第１６項」を「第１１２条第１４項及び第１５項」に，「第１１２条第１４項第２号」を「第１１２条第１３項第２号」に改める。

第５４条第１項第１号中「第１１２条第１４項第２号」を「第１１２条第１３項第２号」に改め，同条第２項中「第１１２条第１５項及び第１６項」を「第１１２条第１４項及び第１５項」に改める。

第５９条第２号中「第１１２条第１４項第１号又は第２号」を「第１１２条第１３項第１号又は第２号」に改める。

第８章中第６２条の前に次の節名を付する。

第１節　道に関する基準及び手続等

第６２条第２項第２号中「すみ切り」を「隅切り」に改める。

第９４条中「第９１条から第９３条まで」を「第９８条から前条まで」に改め，同条を第１０１条とする。

第９３条第１号中「第７４条第２項又は第７５条第１項」を「第８０条第２項又は第８１条第１項」に改め，同条第２号中「第７７条」を「第８３条」に改め，同条第３号中「第８２条」を「第８８条」に改め，同条第４号中「第８３条第１項」を「第８９条第１項」に改め，同条を第１００条とする。

第９２条第１号中「第６８条第１項」を「第７４条第１項」に改め，同条第２号中「第６８条第３項（第７１条第７項又は第７２条第３項」を「第７４条第３項（第７７条第７項又は第７８条第３項」に，「第７４条第６項」を「第８０条第６項」に改め，同条第３号中「第７１条第４項」を「第７７条第４項」に改め，同条第４号中「第６８条第５項，第７９条第２項後段又は第８１条第２項」を

「第７４条第５項，第８５条第２項後段又は第８７条第２項」に改め，同条第５号中「第７１条第１項」を「第７７条第１項」に改め，同条第６号中「第７２条第１項」を「第７８条第１項」に改め，同条第７号中「第７３条第１項」を「第７９条第１項」に改め，同条第８号中「第７６条第１項前段」を「第８２条第１項前段」に改め，同条を第９９条とする。

第９１条第１項第２号中「第７９条第１項」を「第８５条第１項」に改め，同条を第９８条とする。

第１１章を第１２章とする。

第１０章中第９０条を第９７条とし，第８９条を第９６条とする。

第８８条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め，同条中「法第８５条第５項に規定する仮設建築物」を「法第８５条第５項又は第６項の規定による許可を受けた仮設興行場等」に，「第２４条第１項若しくは第２項」を「第２４条」に改め，同条を第９５条とする。

第８７条第２項中「第２４条第１項」を「第２４条」に改め，同条を第９４条とする。

第１０章を第１１章とする。

第９章の次に次の１章を加える。

第１０章　指定確認検査機関

（届出の送付）

第９３条　指定確認検査機関は，法第６条の２第１項（法第８７条第１項，第８７条の２又は第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証を交付した後に，当該確認済証に係る届を受理した場合においては，速やかに当該届の写しを市長に送付しなければならない。

第８６条中「第７０条」を「第７６条第１項」に改め，第９章第６節中同条を第９２条とする。

第８５条中「第７１条第１項」を「第７７条第１項」に改め，同条を第９１条とする。

第８４条中「第７１条第１項」を「第７７条第１項」に改め，同条を第９０条とする。

第８３条を第８９条とし，第７９条から第８２条までを６条ずつ繰り下げる。

第７８条第１項及び第２項中「第７１条第１項」を「第７７条第１項」に改め，

同条を第８４条とする。

第７７条中「第７２条第１項」を「第７８条第１項」に改め，第９章第５節中同条を第８３条とする。

第７６条を第８２条とする。

第７５条第１項中「第７１条第１項」を「第７７条第１項」に改め，同条を第８１条とする。

第７４条第１項及び第２項中「第７１条第１項」を「第７７条第１項」に改め，同条を第８０条とする。

第７３条第２項中「第７１条第３項」を「第７７条第３項」に改め，第９章第４節中同条を第７９条とする。

第７２条第３項中「第６８条第３項」を「第７４条第３項」に改め，同条を第７８条とする。

第７１条第７項中「第６８条第３項」を「第７４条第３項」に改め，同条を第７７条とする。

第７０条第１項中「第６５条第１項第１号ア」を「第７１条第１項第１号ア」に改め，同条を第７６条とする。

第９章第３節中第６９条を第７５条とし，第６８条を第７４条とする。

第９章第２節中第６７条を第７３条とする。

第６６条第１項中「第７０条第１項」を「第７６条第１項」に改め，同条を第７２条とする。

第６５条第１項第２号中「第６６条第１項」を「次条第１項」に改め，第９章第１節中同条を第７１条とする。

第８章中第６４条の次に次の１節を加える。

第２節　協定通路

（通路に関する協定）

第６５条　市長は，通路（平成１１年５月１日から存している幅員1.8メートル以上のもので，かつ，法第４２条第１項に規定する道路（同条第２項により同条第１項に規定する道路とみなされる道を含む。）に該当しないものに限る。）の敷地及びその通路に接する土地の所有者及び借地権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）が当該通路の拡幅（当該通路の幅員が４メートル未満である場合に限る。）及び整備（角敷地における隅切りの整備を含む。）並び

にその維持管理について協定を締結し，その協定を市長が別に定める基準に適合するものとして認可した場合は，当該通路を建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号）第１０条の３第４項第３号に規定する通路と認めるものとする。

（通路に関する協定の認可の申請）

第６６条　前条に規定する協定（以下「通路に関する協定」という。）に係る市長の認可を受けようとする土地の所有者等は，協定の目的となっている通路の敷地及びその通路に接する土地の区域（以下「通路協定区域」という。），通路（角敷地の隅切り部分を含む。）の拡幅及び整備並びにその維持管理に関する事項を定めた通路に関する協定書を作成し，その代表者によって，これを申請書に添えて市長に提出しなければならない。

２　通路に関する協定に係る協定書については，土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

（通路に関する協定の認可）

第６７条　市長は，通路に関する協定の認可の申請が，第６５条に規定する市長が別に定める基準に適合しているときは，当該通路に関する協定を認可しなければならない。

２　市長は，前項の認可をした場合においては，遅滞なく，その旨を公告するとともに，当該認可に係る協定書を市の事務所に備えて，一般の縦覧に供さなければならない。

（通路に関する協定の変更及び廃止）

第６８条　通路協定区域内の土地の所有者等は，当該通路に関する協定の内容を変更しようとする場合においては，市長にその旨を申請してその認可を受けなければならない。この場合の手続については，前２条の規定を準用する。

２　通路協定区域内の土地の所有者等は，通路に関する協定を廃止しようとするときは，その旨を市長に申し出て，その承認を受けなければならない。

３　市長は，前項の承認をした場合においては，遅滞なく，その旨を公告しなければならない。

（認可の取消し）

第６９条　市長は，認可をした協定に反する建築行為がなされたときは，当該認可を取り消すことができる。

２　前項の規定により市長が認可を取り消す場合においては，前条第３項の規定を準用する。

（土地の共有者等の取扱い）

第７０条　土地の共有者又は共同借地権者は，第６６条第２項の規定の適用については，合わせて一の所有者又は借地権者とみなす。

附則第５項中「第１１章」を「第１２章」に改める。

第２条　藤沢市建築基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第２３条第１項ただし書中「それらの建築物のうち」を「階数が３で延べ面積が２００平方メートル未満のもの（法第２７条第１項第１号に規定する政令で定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）又は」に，「準耐火建築物であるもの又は」を「準耐火建築物であるもの若しくは」に改める。

第４４条第３項中「用途に供する建築物」の次に「（階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満のものを除く。）」を加える。

第９５条中「第８５条第５項又は」を「第８５条第５項若しくは」に改め，「仮設興行場等」の次に「又は法第８７条の３第５項若しくは第６項の規定による許可を受けた興行場等若しくは特別興行場等」を加える。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第２条の規定は，建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）の施行の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，建築基準法及び建築基準法施行令の一部が改正されたこと等に伴い，所要の改正をする必要による。

議案第７４号

藤沢市保育所条例の一部改正について

藤沢市保育所条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　　木　　恒　　夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例

藤沢市保育所条例（平成２７年藤沢市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

別表第１藤沢市立あずま保育園の項を削る。

附　則

この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，藤沢市立あずま保育園を閉園する必要による。

議案第７５号

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長
鈴　木　恒　夫

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年藤沢市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項第５号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附　則

この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い，規定の整備をする必要による。

議案第７６号

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年藤沢市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第９条中「元利均等半年賦償還」を「元利均等年賦償還，元利均等半年賦償還又は元利均等月賦償還」に改める。

第１２条中「据置期間経過後は，」の次に「保証人（第１４条第１項に規定する保証人をいう。以下この条及び次条において同じ。）を立てる場合には無利子と，保証人を立てない場合には」を加え，「３パーセント」を「１パーセント」に改める。

第１３条に次のただし書を加える。

ただし，保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合は，この限りでない。

第１４条第１項中「立てなければならない」を「立てることができる」に改める。

第１５条中「１０.７５パーセント」を「５パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１２条及び第１４条の規定は，この条例の施行の日以後

に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用し，同日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについては，なお従前の例による。

３　改正後の条例第１３条の規定は，災害援護資金の貸付けを受けた者が，この条例の施行の日以後に同条各号に該当することとなった場合について適用し，同日前に該当することとなった場合については，なお従前の例による。

４　改正後の条例第１５条の規定は，同条の規定による違約金のうち，この条例の施行の日以後の期間に係る部分について適用し，同日前の期間に係る部分については，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは，災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され，据置期間経過後の貸付利率について条例で定めることとされたことを受けた当該利率の見直しをすること等に伴い，所要の改正をする必要による。

議案第７７号

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理等に関する条例（平成５年藤沢市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第３９条第５号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を，「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え，同条第６号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を，「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附　則

この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い，規定の整備をする必要による。

報告第２８号

決算不認定に係る措置について

平成２９年度藤沢市一般会計歳入歳出決算及び平成２９年度藤沢市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ，必要な措置を講じたので，地方自治法第２３３条第７項に基づき次のとおり報告する。

２０１９年（平成３１年）２月１５日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

１　不認定となった日

平成３０年１２月３日

２　講じた措置の内容

一般会計及び介護保険事業費特別会計における不適正な事務執行に対する再発防止策として，次の措置を講じた。

⑴　事務処理の適正な執行に向けた措置

ア　報酬・賃金支払事務処理の集約

短時雇用職員等の賃金の支払について，平成３１年４月から職員課が一括して行う事務処理の手順を構築した。

イ　チェック機能の強化

支払未処理，重複処理等の解消を目的として，歳入歳出予算整理簿，予算執行状況リスト等を用いた財務会計システム等による確認方法を整理し，各課等において実施を開始した。

ウ　事務執行に関する指導の徹底

事務の遺漏を防止するため，契約案件の執行確認として，事務執行における進捗管理表を作成するよう手順を改めた。

また，契約の相手方からの提出書類一覧の標準様式を定めるとともに，適正な事務執行管理への協力依頼として，口座登録事業者への通知に請求

に係る案内を追記した。

エ　各課等における日常業務管理の徹底

未処理，差戻し伝票の確認として，決裁状況の確認を行うとともに，差戻し伝票自体の削減を図るよう，支出伝票起票・決裁時簡易チェックシートの使用を徹底した。

財務会計関係マニュアルを各課等に配置し，必要なときに容易かつ即時に確認できる体制を整えた。

未請求案件の解消として，財務会計システムによる確認の際に，未請求であるものを明確化し，請求を促すこととした。

これらの措置に加え，介護保険事業費特別会計においては，複数の担当職員が事務の進捗を確認できるよう収受簿兼処理簿を作成し，使用を開始するとともに，業務記述書，マニュアルに作業手順を追加し，事務を処理することとした。

オ　各課等における事務引継ぎの徹底

事務引継ぎ時の遺漏を防止するため，事務引継書の使用の徹底，事務分担表，業務手順書の添付等の手順を構築した。

カ　各種規程等の見直し

適正な事務執行管理を図るため，契約の相手方が速やかに請求する旨の規定を標準契約書に追加するなど，各種規程等を見直すこととした。

キ　情報共有の徹底

事案発生時の報告方法及び庁内での情報共有を徹底した。

⑵　管理体制の強化に向けた措置

ア　庁内組織の整備

平成３１年４月から，内部統制と不祥事防止の総括業務を専門的に所掌する部署を総務部に新設することとした。

イ　総務課における管理体制の強化

不適正な事務処理が多発している部の総務課については，契約，財務会計等の事務処理内容及び進捗状況を確認し，審査するための管理体制を強化することとした。

３　措置の確認

これらの措置については可能なものから速やかに実施し，平成３１年１月３１日に市長を本部長とする内部統制推進本部会議において，措置内容及び履行状況を確認した。

参　考

地方自治法　抜粋

（決算）

第２３３条

７　普通地方公共団体の長は，第３項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において，当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは，速やかに，当該措置の内容を議会に報告するとともに，これを公表しなければならない。